

第4回 境港市議会（定例会）会議録（第2号）

議事日程

平成15年12月11日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

1番	下西淳史君	2番	石長靖哉君
3番	永田辰巳君	5番	定岡敏行君
6番	松下克君	8番	長谷正信君
9番	荒井秀行君	10番	渡辺明彦君
11番	水沢健一君	12番	竹内祐治君
13番	南條可代子君	14番	植田武人君
15番	黒目友則君	16番	岩間悦子君
17番	米村一三君	18番	岡空研二君
19番	森岡俊夫君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	黒見哲夫君	助役	竹本智海君
収入役	北山茂君	教育長	池淵一郎君
総務部長	中村勝治君	市民生活部長	早川健一君
産業環境部長	松本健治君	建設部長	狩野宏君
総務部参事	安倍和海君	市民生活部次長	景山憲君
産業環境部次長	足立一男君	産業環境部次長	足立利昭君
教育委員会 事務局次長	宮辺博君	総務課長	門脇俊史君
財政課長	足立明彦君	地域振興課長	佐々木史郎君
秘書課長	洋谷英之君	人権政策課長	荒井祐二君

税務課長	佐々木 篤志 君	通商課長	山本 修 君
通商課主査	宮本 衡己 君	環境防災課長	渡辺 恵吾 君
管理課長	下坂 鉄雄 君	下水道課長	二瀬 信博 君
都市整備課長	伊達 憲太郎 君	教育総務課長	渡辺 憲二 君
生涯学習課長	里 和則 君		

#### 事務局出席職員職氏名

局長	武良 幹夫 君	議事係長	戸塚 扶美子 君
調査庶務係長	阿部 英治 君	議事係主幹	片寄 幸江 君

#### 開 議 (10時00分)

議長(下西淳史君) おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長(下西淳史君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、永田辰巳議員、南條可代子議員を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

議長(下西淳史君) 日程第2、一般質問に入ります。

最初に、代表質問を行います。

蒼生会代表、黒目友則議員。

15番(黒目友則君) おはようございます。平成15年12月定例市議会に当たり、蒼生会を代表して質問します。

まず、平成16年度予算編成についてお伺いします。市政概要報告で述べておられます。国におきましては、国と地方の税財政改革、つまりは三位一体改革における2004年度予算案の具体化に取り組んでいるところですが、昨日10日、1兆円の補助金の削減の方針は出されましたが、しかし、それに見合う地方への税源移譲は明確でない中で予算編成は大変困難な状況にあると推測いたします。市長は、昨年12月定例議会におきまして、平成15年度は本市の将来に向けた分岐点であり、筋道を示す予算を目標に編成すると述べておられました。そして、このたびの12月定例議会の市政概要では、予算の執行状況については計画したものはおおむね実行できる見込みであるとのことですが、平成15年度本市の将来の分岐点と位置づけられ予算を執行されてきたことを受け、そして先行きが不透明で、かつ変動の激しい経済状況の中、これからの活力ある地方自治は、そこの首長の政策及びまちづくりに対するセンスが真に問われます。

そこで、境港市長として長きにわたって経験と実績と英知を生かしていただき、これか

らの市政の方向づけとまちづくりのために、中期的な財政見通しをもとに平成16年度予算編成の最重要施策をどのように認識されているのか、さらに予算編成の過程や事業決定のプロセス等を含め情報公開をすることは、本市の新たな市民参画型の行政推進の一つであると思いますが、市長の御所見をお伺いします。

次に、構造改革特区及び地域再生計画など、地方主体の施策の取り組みについて伺います。構造改革特区制度は、2002年4月の規制改革会議と経済財政諮問会議の提案に端を発し、地域の特性を生かし地域の活性化につなげることを目的とし、地方自治体の知恵と工夫の競争による活性化が必要であるとし、地方の発案と責任により特定の地域に限って規制を緩和することにより、積極的な制度活用によるまちづくりを各地で取り組むことを目的としています。平成14年8月30日の第1次募集から本年11月30日に第4次募集が行われ、1,600以上の提案が全国各地から申請があり、各地のまちづくりに対する意欲を感じます。本市の特区の取り組み状況と、これからのまちづくりに対する特区の市長の御所見をお伺いします。

また、本年11月26日に政府の経済財政諮問会議が開催され、停滞する地域経済の再生に向け、来年2月に地域再生プログラムを策定する方針を打ち出したと新聞報道が出ておりました。それによりますと、指針がまとまり次第、年内に自治体や企業などから地域活性化策の提言を募集し、その中から実施可能な具体策を示した地域再生プログラムを策定し、建設業の事業転換推進、農業の競争力強化を通じた地域の基幹産業の再生、構造改革特区で問題なしとされた規制の特例措置の全国適用、公共施設のさらなる民間開放、特区における企業による農業経営の全国展開などの推進を行うよう検討されております。さらに、地域限定で規制を改める構造改革特区と同様に、この地域再生プログラムは地域限定の実施も取り入れる方針を示しております。また、三位一体の構造改革による補助金削減にかわる財源としての交付金の検討がなされており、この交付金は交付税と同様に国が配分の算定を行うが、それらの用途については地方の裁量に任せるなどの検討がなされております。国土交通省におきましては、駅周辺及び市役所などを中心に福祉、商業、医療、文化などを集約化し、歩いて暮らせるまちづくりなどの行動計画を盛り込んだ都市再生ビジョンをまとめ、そのために地方自治体が自由に使えるまちづくり交付金を創設し、平成16年度には1,000億円の予算措置をする方針であるとも報道されておりました。

そこで伺いますが、これらの新たな交付金及び制度が設立された際に、いち早く取り組んで活用することや、可能性を探るなど、まちづくりの方針を検討するための行政内部の組織化と市民及び民間との早急に連携を図る必要があるのではないかと考えますが、平成16年度予算編成に合わせ検討されるお考えがないか市長の御所見をお伺いします。

次に、都市計画について伺います。本市は、昭和46年1月16日告示により都市計画区域に編入し、同年3月30日告示により市街化区域及び市街化調整区域の決定を行い、現在まで4回の変更が行われてきました。そしてまた、用途地域につきましては、昭和48年12月25日告示による用途指定が行われ、現在まで6回の見直しが行われ、これ

らの都市計画が基本となった土地利用における都市施策を実施してきたことを認識しております。さらに都市計画法には、都市計画の基本理念、地方公共団体及び住民の責務、さらに区域区分が明確に定義されており、これらの法律のもと本市の土地利用計画は境港市総合計画の基本構想に位置づけされております。本年度は都市マスタープランも見直されたことは周知のとおりであります。

そこで本市の都市計画についてお伺いします。特に市街化区域及び市街化調整区域についてこれまで実施してきた施策、さらに今後どのようなお考えで本市の都市計画事業に取り組まれるのか市長の御所信をお伺いします。

さらに、市街化区域及び市街化調整区域と固定資産税における都市計画税とは連動するものであると認識しておりますが、このたびの固定資産税率改正と本市の都市計画との整合性について市長の御所見をあわせてお伺いいたします。

次に、男女共同参画計画について伺います。平成11年3月に男女共同参画社会の実現を目指し、本市は女性行動計画が策定されました。この計画の期間は平成11年度から平成15年度の5年間とされ、本年度は見直しの時期となり、現在その作業に入っておられると聞いております。まずこれについてお伺いします。1つ、これまでの女性行動計画を見直されるのか、それとも新たな視点での男女共同参画計画として策定されるのか。2つ、前行動計画をどのように評価されたのか。3つ、計画策定懇話会の委員となる人は、どのような視点で、基準で選考されたのか伺います。

また、まちづくりは、市民参画のいわゆる老若男女が参画する協働のまちづくりをしていかなければなりません。策定に当たって本市の男女共同参画の実態把握をもとに市民参画による計画を策定されることと、さらには計画策定懇話会が男女共同参画の計画の策定のみで終わることなく、さらに引き続き男女共同参画の社会の推進に関して重要事項を調査、審議し、行政と連絡を密にし意見交換できる組織として移行する必要があると考えますが、市長の御所見をお伺いします。

最後に、本市の教育についてお伺いします。本年7月25日、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律が施行されました。この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会を構築する上で、事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることから、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育について基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としております。

そこで、本市における環境教育の理念について市長の御所見をお伺いします。兵庫県の西宮市においては、実際にエアコン製造の企業によるエネルギーに関する授業が行われて

おります。先生の授業に比べ、より専門的な知識と、わかりやすい実験等を織りまぜながら授業することによって生徒の意識向上にもつながり、家庭内で独自に電力チェック表を家族で作成するなど、目に見える効果もあらわれているようです。このように他市町村におきましてはいろいろな取り組みがなされておりますが、本市の環境教育の取り組みの状況並びにその効果についてお伺いします。

なお、中期的財政見通しにつきましては、同僚の米村議員及びその他教育問題につきましては、同僚の岩間議員が関連質問をいたします。

以上で蒼生会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** 蒼生会の代表質問にお答えをいたします。

初めに、16年度予算編成についてでございますが、平成16年度予算編成の基本的な考え方は、市政概要報告で申し上げたとおりであります。国の構造改革という大きな時代の変革の中で、本市におきましては、市税、地方交付税など歳入が大きく落ち込む一方、少子高齢化、教育、環境、雇用対策など、行政需要が一段と増大しており、財政運営は厳しい状況にあります。今は何よりもまず財政の健全化を図っていくことが喫緊の課題であると考えております。現在、予算編成中ではありますが、徹底した行財政改革に取り組む中で市民要望等を十分吟味し、きめ細かいソフト事業を中心に可能な限り市民サービスの維持向上に努めてまいりる考えであります。

次に、予算編成の過程や事業決定のプロセス等の情報公開の問題でございますが、現在、市では、市報あるいはホームページで当初予算や補正予算等を公開しておりますが、その編成の過程については公開いたしておりません。今後は、既に予算編成過程の公開を行っている鳥取県の状況等も十分研究いたしまして、境港市独自のやり方で実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

次に、構造改革特区あるいはまた地域再生計画の取り組みについてでございますが、構造改革特区制度については積極的に推進することにより、地域経済の活性化につながる有効な手段であると認識をいたしております。本市におきましては、特に行政改革関連分野において具体的な規制緩和事例を参考にしながら、本市にとって有効であると思われるものについては積極的に活用していく方向で調査研究を進めているところであります。ちなみに現在の状況を申し上げますと、鳥取県では6件申請が出されております。境港にかかわりのあるものとしたしましては、環日本海交流特区といたしましてC I Qを初め、さまざまな取り組みの問題等があります。それからあと、町村では倉吉、羽合町がございすけれども、これは何も自治体からの提案ばかりでなく、民間からの、あるいは議会からの提案も幾らか出されております。

身近のところで申し上げますと、米子市においては早期幼児教育特区というのを申請されまして、既に認定をされております。これは米子市の市議会から出されたものでありま

すが、これは米子市の場合には、幼稚園は公立がありません。私立の幼稚園ばかりでございまして、今そういった幼稚園、保育園の経営が非常に難しいといえますか、厳しい状況にある中で2歳以上の子供さんも受け入れることができるようにという米子市の特殊性といえますか、そういったことから必要に迫られてある市議会の議員さんが提案をされて申請を出されたと聞いております。全国で今1,072件出されておるそうですが、その中で認定のあったのが236、それでこれも自治体が申請したものは700件ばかり、民間から申請されたのが360件余りと聞いております。このことは地域活性化のために大変有力な手段になると思いますので、以前から市内でもいろいろ境港市で本当に必要な改革というのは、やっぱり出すべきでないかということで検討を進めております。ただ、この申請を出して認定されれば、それですぐ実行できるかということとそうでなくて、これは全国一律にやっぱり取り組んだ方がいいと思われる案件については、その関係の法律、例えば地方自治法であるとか、そういった法律の一部改正という形で国会の議決が必要であります。また、特区法の特例措置として、ある法律のこの部分については一部こういうことを認めるといふ法律の提案がなされ、国会の議決があって初めて実行できる内容であります。

それから、黒目議員は地域再生プログラムについて取り上げられましたが、政府では地域経済の活性化と地域雇用の創造を地域の視点から、積極的かつ総合的に推進するために今年10月に地域再生本部を設置し、地域再生についての本格的な検討を行っているところであります。先般、今月中に地域再生に関する基本指針を決定し、同時に地方公共団体及び民間事業者等から幅広く地域再生のための提案を募集し、来年2月には国として実施すべき事項を地域再生プログラムとして決定する方針が示されたところであります。今後この制度が地域の活性化の有力な手段となり得るものと期待しておりまして、本市においても時期を失することなく対応できるよう調査研究を指示いたしましたところであります。行政内部の組織化については、新しくこういった組織は設けませんけれども、当面、行財政改革推進監を中心にして関連のある所管課の連携を強化して対応していく考えでございます。また、質問に取り上げられた制度に限らず、国の新しい事業の活用を想定した民間レベルの動きも既に境港市でも始まっております。民間の勉強会に職員を参加させるなど、地域の活性化につながる取り組みは所管課を通して民間との連携を深めていきたいと考えております。

次に、都市計画の問題であります。本市は全域、米子境港都市計画区域であり、これまでさまざまな都市計画事業を行ってまいりました。市街化区域におきましては、外港外江線のような都市計画道路の整備、上道中野を初めとする土地区画整理事業や公共下水道事業などにも取り組んでまいりました。市街化調整区域におきましても同じように公共下水道事業や中浜緑地のような公園整備など、都市計画事業を行ってまいったところであります。全国的に市民の住環境への関心も高まり、まちづくりの要求も量から質へと変化しており、これからの都市計画は市民ニーズを的確にとらえるとともに、市民、事業者、行政がお互いの役割と責任を理解し、協力し合って良好な都市環境を確保するために街路事業

や下水道事業等の整備を進めていくことが重要であると考えております。なお今後、本市の都市基盤整備につきましては、次期総合計画において検討してまいりたいと考えております。

これに関連いたしまして固定資産税と都市計画税との、あるいは固定資産税の税率改正と都市計画の整合性についてでございますが、これまで都市環境の整備として取り組んでまいりました都市計画事業は、その財源としまして都市計画税及び一般財源を充当して行っております。平成14年度決算におきましては、都市計画事業費、総額17億7,000万円に対しまして都市計画税は1億900万円でございます。都市計画税の充当割合は8.8%となっております。これは都市計画税が創立されて以来最も低い今充当率まで年々下がってきております。都市計画税は本来、市街化区域を中心とした都市計画事業に要する費用に充てるための目的税であります。本市の場合、都市計画事業を全市的に取り組んでいることから都市計画税の意義が薄れてきておると感じておりまして、かねてから市議会並びに市民の要望もありまして、税負担の公平性の観点から都市計画税の廃止を提案いたしておるところであります。

また、固定資産税の税率を0.1%上げて1.5%に改正することは、行財政改革の一環として市税収入を確保し、財政基盤の強化を図るために米子市並みの改正を提案いたしましたものであります。今、固定資産税の税率が1.5というのは、境港市を除いてほかの3市もすべてそうであります。今後も必要とする都市計画事業につきましては、一般財源を充当して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画計画についてでございますが、女性行動計画は、市の担当課が中心になって策定いたしましたものでございますが、このたびの男女共同参画推進計画は市民の代表で構成される策定懇話会委員の皆さんに新たな視点で主体的に策定していただくことといたしております。現在、関係の皆さんが原案の作成に取りかかっておられるところでありまして、その成果を期待いたしておるところであります。

次に、前の行動計画をどのように評価されたかという御質問であります。これまで女性行動計画に基づき、さまざまな施策に取り組んでまいりましたが、特に重点を置いた家庭と仕事の両立支援につきましては、ファミリーサポートセンターの開設や、3歳未満児保育待機者の解消への取り組み等、一定の成果があったものと考えております。また、男女共同参画意識につきましても、女性団体みずからの意思による女性団体連絡協議会の設立や、男女共同参画センター開設までの取り組みに見られるように着実に浸透してきたものと考えております。

次に、計画策定懇話会の委員の構成等についてでございますが、この懇話会の委員につきましては、公募による委員2名を含む15名の方を委嘱いたしております。男女別の区分で申し上げますと、男性が7名、女性が8名でございます。公募以外の13名の委員につきましては、女性団体、教育、企業関係者など、男女共同参画にかかわる重要な分野から男女の比率あるいは年齢層、それから地域等を考慮して選考いたしております。

それから、策定懇話会の推進に関しての重要事項を調査、審議し、行政と意見交換できる組織へ移行する必要があると考えるがという御意見であります。現在の委員の皆さんには、計画策定のための懇話会委員ということでお願いしておりますが、当然この計画ができた後も皆さんからの御意見等をお聞きする機会を持ちたいと考えております。

最後に、環境教育の推進についてであります。本市の学校における環境教育の取り組みにつきましては、環境教育を教育計画に明確に位置づけ、理科、社会、家庭科などの教科学習で知識を習得し、特別活動、総合的学習、クリーン活動などの体験活動を通して学びを深めております。このほかりサイクルセンターの見学、ペットボトルの回収箱の学校への設置なども行い、地球環境から身近な環境問題に至るまで子供たちの環境問題に対する意識が一昔前の子供に比べかなり高くなっておると考えております。黒目議員が御提言のように外部の専門家の活用についても各学校に積極的に導入するよう指導してまいります。なお、美哉幼稚園が今月7日に平成15年度地球温暖化防止活動環境教育部門において環境大臣賞を受賞されましたことを御報告いたします。平素の教育の中に体系的な環境プログラムを取り入れ、成果を上げたことが受賞の理由となっております。もちろんこれは鳥取県では、この部門においての受賞は初めてであります。まことに栄誉な受賞でありまして、喜びにたえません。ぜひこの取り組みを市内の保育園や学校の環境教育の充実に生かしていきたいと考えております。以上でございます。

**議長（下西淳史君）** 追及質問がございましたら、どうぞ。

黒目議員。

**15番（黒目友則君）** まず予算の情報公開についてですけど、先ほど市長が今後積極的に取り組むと言われましたので、非常にこれはすごいことだと思って感心しております。実は、私たちが先日福岡県の二丈町というところに視察に行きましたら、そこは協働のまちづくりというのをテーマにしてまして、その中でわかりやすい予算書というものをつくりまして、それを各全世帯に配布しているんですね。非常にそれはわかりやすい予算の内容が出てまして、非常にすばらしいというふうに思いまして境の方でもぜひやっていただきたいと。その中には、総合計画の進捗につきましても評価システムを市民と一体になって評価システムをやっているということもやっております。それをもう4年ですかね、ことしで4年やって、やっと平成15年の1月1日に住民参画のまちづくり条例というものを制定して施行したわけですね。つまりその住民参加という、やっぱり基本的な地方自治のやり方として条例がすべてじゃないわけですけど、その条例を制定できるまで市民が盛り上がってきたということにはやっぱり3年、4年という時間がかかるということなんで、ぜひ早くこれはやっていただきたいと、それを確認したいと思います。

それと次、特区についてですけど、今現在いろいろと行政改革の特区に取り組んでいると言われていますが、具体的に本市にとって有効なものとはどのようにお考えなのか。今現在本市にとってやってる、市長がお考えになっている特区構想について、もしよろしければお聞かせ願いたいと思います。

それと、地域再生プログラムを実は来年2月に各自治体から募集するわけですけど、もう今から取り組まないと間に合わないような気がします。それでただ、行政内部で検討することも必要ですけど、やっぱり民間と、あと市民と連携して研究することも必要じゃないかと思いますので、そのあたりの組織づくりというものを本当に早く取り組む考えがあるのか、あるいは内部だけで検討されるということなのか、そのあたりをお聞かせください。

それと、都市計画税につきましては、都市計画税、先ほど市長が言われましたように確かに目的税なんですね。目的税ということは、市街化区域から徴収した都市計画税を当然その市街化に充てるとというのが基本だと思います。それを境港市が都市計画区域になって市街化調整区域というのを定めて今まで30年以上もやってきた中で、今回その都市計画税を廃止するということが、今までの都市計画と今後やっていこうとする都市計画との、その辺のあたりがもう一度明確にお願いしたいと思います。それと、今回のこの都市計画税廃止によりまして税負担が確かに市街化区域、モデルの税の負担が出てますけど、市街化区域に住む一般の住民の方、一般の住んでいる方は、住宅持っている方は負担が減ってくるわけですね。ただ、調整区域の方はふえてくるという税の構造になるわけですね。それでただ問題は、企業の負担が非常に大変厳しくなるんじゃないかというふうに考えます。こういう経済状況の中で、また企業にその都市計画税を廃止して固定資産税を上げて負担を強いることが、そのあたりについて市長はいかがお考えなのかお聞かせください。

それと、総務省が先般地方税の、その中の固定資産税もそうですけど、制限税率を全廃すると、制限税率をなくして、その税をもう市の裁量によって決めることができるというふうな方針を出してますね。ですから今後固定資産税について制限税率が撤廃されてくると、非常に市の方で税率を定めることができるということになったときに、そのあたりに対して固定資産税というものが考えとして、つまり税が減ったから税率を単純に上げていくという方向に走ることが我々住民も非常に心配しているところなので、そのあたりについて、その総務省の制限税率の全廃について、市の固定資産税等の税について今後どのようなお考えがあるのかちょっとお願いします。

それと、男女共同参画についてちょっとお願いしたいのは、今見直し計画をされています。特にその見直し計画の中で重要なポイントをお示してください。それと計画策定懇話会に今15名ですか、委員の方がおられますけど、この中でアドバイザー的な人もおられて、やっぱり計画を策定する段階で市民の参画というものを十分に知っておられるアドバイザー的な人も登用できなかったかということをお伺いします。以上です。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** 重ねての御質問であります。お答えをいたします。

初めに、予算の情報公開の問題で、黒目議員は福岡県のある町の予算書を拝見されて大変わかりやすい予算書だったと。もちろんこれは市民にお知らせする責任がありますから、

できるだけわかりやすい情報になるように今後も研究を深めてまいりたいと思います。

それから、総合計画の進捗の状況でございますが、総合計画というのは御案内のように基本計画というのは5年計画でやっております。それで毎年毎年ローリングシステムを採用いたしまして、毎年毎年3カ年の実施計画のようなものをつくります。その結果というのは予算に姿をあらわすわけでございますが、総合計画がどの程度進捗しておるかということは、次の基本計画を策定する前の最終年度に前期の基本計画の総括として、これは市民にお示しをするということをこれまでも繰り返してやってまいっております。総合計画というのは、5年、5年、5年というふうに計画を立てて進めるものでございますが、これはあくまでも指針として、これから市政を取り組む上での指針としてどういう事業が想定されるか、それをどう実施していくかということが大きな計画の目的といえますか、本来的な意味合いがあるわけでございますので、あくまでも事業化を進めていくという上では市議会の議決が最も優先されるということになるわけでございます。

それから、民間と市長の連携組織づくりをと、これはいかに市が日ごろから取り組むことの大事なことというのは広聴事業であります。いかに市民の声を行政に反映させるために吸い上げていくかという問題であります。これはことしから広聴事業の充実といたしまして出前座談会、それから市民の声提案箱、それから市政モニターあるいはパブリックコメント制度、こういったのを15年度からいたしまして市民にもお知らせをし、これまでも、全くないものもありますが、幾つかの市民の反響があったと考えております。こういったことを充実しながら、なおそれでも十分でない。それから各審議会、審議会だけでなく協議会も含めてできるだけ公募の形を取り入れたい。これも今のところまだ十分徹底しておるとは考えてはおりません。例えば2名公募する場合に2名しか応募がないという事例も多々あります。ですから、こういった制度がありますよということを市民に広くお示しして、そういった公募の方がたくさん出てくることを望んでおります。そればかりでは十分とは言えません。先ほど黒目議員がおっしゃったようにそういった市民団体というか、市民のグループというか、そういう方々との市民の懇話会の場、こういった方法も当然考えられるわけであり。今はできることからやっていくという、公募委員に見られるように、まだこういったことが市民の間によく伝わっていないということもありますので、「隗より始めよ」という言葉がありますが、できることから一つ一つ取り組み、そして市議会の存在ということもあります。市議会の置かれておる立場といえますか、権能、権限、そういったものにも配慮して市民の間からそういった声が出てくる、そういった環境をつくるのが今は何よりも大切だと考えております。御理解をいただきたいと思っております。

それから、都市計画税の問題でございますが、今後どうやって都市計画を進めていくのか、都市計画事業を明確にしてほしいということですが、これは先ほどの総合計画でも申し上げましたが、5年、5年、5年というそういったプロセスの中で、次の5年間にはこういった都市計画事業に取り組みたいということ審議会で御審議をいただき決定

するものでございまして、継続事業は別といたしまして来年度以降の新たな都市計画事業というのは今のところございません。

あと、特区のこと、あるいは都市計画税にかかわる諸問題については総務部長より答えていただきます。

男女共同参画について、アドバイザー的な方を登用できないかという御意見であったと思いますが、これはこれから懇話会が、計画が進展していく中でそういった問題も当然出てくるだろうと思います。委員の皆さんからそういった御提言あるいは御意見があれば、これは尊重しなければいけないと考えております。それから男女共同参画計画の見直しのポイントでございますが、さっき答弁申し上げましたように見直しのポイントというのは計画をつくるそのもののプロセスというか、体制といいますか、そういったことを従来の手法をそっくり変えるということを先ほど御答弁申し上げたところであります。今までは市の方で素案、たたき台をつくって、それを審議いただくということでございましたが、そうじゃなくて、もう初めから策定委員会で立案、計画をしていただくという今までにない新しい手法を取り入れておりますので、そういった成果も期待をいたし、また、その結果は我々も反省すべき点があれば大いに反省して改めたいと考えております。

**議長（下西淳史君）** 中村総務部長。

**総務部長（中村勝治君）** 構造改革特区、それから都市計画税の問題につきまして市長にかわって答弁を申し上げます。

構造改革特区の件でございますが、本市に有効なもの、それから今考えているものは何かということでございますが、今具体的に1つ進めておりますのは、開発公社の所有地の賃借の問題でございます。これ現行の公拡法では、これができないというネックがございまして、この点について特区申請をすべく今進めておるところでございます。そのほかにつきましては、市長が御答弁申し上げましたように本市の行革を進める上で有効なものの今リストアップを進めておるという状況でございます。

それから、地域再生計画の点で民間との連携が非常に重要だということでございます。まさにそのとおりであると思っておりますので、どういう連携が可能なのか検討をしていくべきだろうというぐあいに思います。

それから、都市計画税の廃止をして固定資産税率を0.1%上げるということについて、特に市街化区域、市街化調整区域のことにつきましては、当然市街化調整区域は上がってきます。市街化区域につきましては若干下がるところも出てきます。そういう多少のこへこはありますが、黒目議員が御指摘のように償却資産を抱えている中小の企業の負担がふえてくるということでございます。これにつきましては、こういう不況の中でそういう中小企業の負担がふえるということは大変頭の痛い問題でありますけれども、一方で本市の財政状況は中期財政見通しでお示しをしておりますように、平成23年度で24億程度の財源不足が見込まれるという大変厳しい状況でございます。そういう中で財源確保をどうしていくかということは非常に大きな問題でございますので、理解を求めるような努力を

今後していきたいというぐあいに思います。

それから、制限税率を撤廃をすれば地方の自主的な課税が行われるわけですが、それを地方にゆだねると財政状況に照らしてどんどん増税になるじゃないかという懸念を言われましたんですが、これにつきましては当然財政状況に照らしながら節度のある固定資産税の税率にしていく、そのほかの税率もそうありますが、当然節度のあるものにしていくべきであると思いますし、当然議会のそういう機能もその間にはあるわけですから、そういうやみくもな増税ということはちょっと考えられないというぐあいに考えます。以上であります。

**議長（下西淳史君）** 追及質問がございましたら、どうぞ。

黒目議員。

**15番（黒目友則君）** 特区なんですけど、今具体的に進んでいるものが行政改革ですね、やっておられるということなんですけど、これは特区も教育、福祉ありますんで、そのあたりをやっぱりもう少し専門的に検討されていく、そういう考えがあるのかということをお聞きしたいです。

それともう1点、男女共同参画につきまして市長さんは、今度の見直しは、つまり計画をつくっていく過程、プロセスが非常に重要だと言われましたんで、そうしますと、そういう過程、プロセスをきちんとされるということはアドバイザーというのはやっぱり要るんじゃないかと思えますね。その中で、例えば進展していく中でアドバイザーを検討すると言われたら大変遅いんじゃないかと。例えば計画が途中の段階でアドバイザー入ってくれと言っても、その辺が本当にその方が本気で取り組むかというのは非常に疑問がありますんで、できましたらやっぱり初めからそういう方を入れて、市長が今後どういうふうに男女共同参画を考えていかれるかという市長の方針をもとにしてやっていかなければいけないんじゃないかと思えますけど、そのあたりは。それとあともう1点、今度見直しをいつごろにできるかと、そういうこともあわせてお願いします。

**議長（下西淳史君）** 答弁を、黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** お答えをいたします。

私からは男女共同参画計画の問題で、アドバイザーというのは初めから置いた方がよかったんじゃないかという御意見だったかと思えますけれども、先ほど申し上げましたように計画をつくる手法というのを今変えたんです。市の方から何も示さないと、それで関係者の皆さんが集まってこれから計画をつくる中でいろんな問題が出てくるでしょうけど、その出てくる問題については行政としても、もちろんこれは相談に乗っていかなければいけないと思えますが、これからいろんなことが出てくると思えますよ。ですから、そういったことを今計画の策定段階でございまして、そういった御意見があれば、また対応は考えていきたいと思っております。ですから、いつごろできるかというのは、今ここで申し上げるわけにもなりません、関係の皆さんともこの問題についてはいろいろ話し合ってみたいと思えます。

議長（下西淳史君） 中村総務部長。

総務部長（中村勝治君） 先ほどもお答えしたんですが、行革を進める上で必要なものをリストアップしておるということを申し上げました。行革チームというのは財政あるいは総務課、それから地域振興課、こういうところが一体となってチームをつくって進めておりますので、それらの協議を進めながら本市に有効なものをこれから取り入れてやっていくということをごさいますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（下西淳史君） 次に、関連質問の通告がありますので、発言を求めます。

米村一三議員。

17番（米村一三君） 蒼生会の代表質問に関連して市長にお伺いいたします。

まず初めに、平成16年度予算編成方針に関して大きな要因となっているであろう中期的財政見通しについて質問いたします。この見通しは先般開催されました行政改革推進委員会で公表されたとお聞きしております。この見通しによりますと、平成15年度当初予算に盛り込んだ行革を実施しても20年度には基金が底をつき、23年度には48億円の累積赤字が見込まれ、16年度以降に取り組む新たな行革項目を追加しても24億円の節減効果であり、差し引き約24億円の赤字が累積するとの見通しであります。

さて、昨年の市内各地で合併に関する住民説明会での資料説明では、平成23年度の見通しとして約3億円の財源不足との説明がなされましたが、その1年後の見通しでは約21億円の悪化となっているわけです。今回その要因として歳入面では、1つに、市税の減収が対14年度比の影響額として15億円、2つとして、交付税の通減により対14年度比の影響額が18億円。歳出面では、灰溶融施設の管理費、新焼却施設等の西部広域負担金の影響額として対15年度比で13億円、2つに、港湾事業の地元負担金発生により、その影響額を6億円と推計されております。年々前提条件が変化していく中であっての推計ですから数字が変わっていくのは十分理解できますが、1年ほどの経過の中での21億円の悪化とは余りにも大き過ぎる推計の差異ではないでしょうか。市民の間にも戸惑いの声が多くあります。歳入面において諸条件が変化していくのはやむを得ないとしても、歳出面での要因として掲げられた事業は、昨年の資料にも検討すべき項目と掲げてあります。その時点では事業費の推計にカウントされなかったのはなぜなのか、まずはお伺いいたします。

次に、新焼却炉の建設ですが、当市では昨年焼却炉の能力アップ並びに耐用年数の延命工事として約17億円の巨費を投じて完成させたわけですが、新焼却施設の新設計画が並行して進行している中であって、もっと軽微な改修で済ますというような方法はなかったのか、この件が十分論議されて当市の焼却センター改修に取りかかられたのかをお伺いいたします。

平成17年度新産都の措置廃止に伴う港湾事業の地元負担金についても以前から明らかになってきたにもかかわらず、昨年の資料作成時点では反映させなかったのはなぜなのかをお伺いいたします。また、負担割合を15%と推計されておりますが、この負担割合は

固定的なものなのか、地域によっては負担割合に差異のあるようにも聞きます。その実態をお聞かせください。また、地元負担を削減するような措置がないものなのか、県、国と折衝されたのかどうかもあわせてお尋ねいたします。

2点目に、行財政改革の取り組みについてお伺いいたします。

初めに、人件費についてお尋ねいたします。市長は平成14年度決算審査委員会のあいさつの中で人件費について言及され、当市の経常収支比率の中にあって人件費率が高いので、これを下げる意向を示されましたが、当市にあってどのような人件費率を目標とされるのか、その実現のためにどのような方策をお考えかお示してください。人件費総額の削減として職員数の削減、個々の給与水準の引き下げ等々、さまざまな方策が考えられますが、市長の念頭にある方策にどのようなものであるかお聞かせをいただきたいと思えます。

次に、時間外勤務手当の削減についてお伺いします。時間外勤務手当については、平成14年度は金額で前年より約2,300万円の減と、その削減に大きな努力を払われております。しかしながら、本年度の予算でも約5,300万円計上されております。これを今後大幅に削減する方策を検討すべきではと考えます。超勤の発生には一般的に次のようなことが想定できます。1つには、突発業務の発生、災害など予期せぬ事態の発生等、2つには、業務計画の明確な予定が立てられていない、3つ目に、上司の判断や指示が急に変更になった場合、4番目に、超勤を評価する職場風土、5番目に、業務が個人任せになっている場合等々です。超勤を大幅に削減するには、その原因究明が必要です。昨今の風潮として、時間外勤務をして手当をもらうより、超勤をしたくないというのが本音だと思います。時間外勤務の削減についての取り組みについてお考えをお聞かせください。

次に、市職員の退職金についてお伺いします。鳥取県においては、来年度から職員の退職金を5.45%引き下げる方針を固めたとの報道が先日ありました。官民格差を是正するため、国が国家公務員の退職金水準を10月から引き下げたのに準じて見直しをするものです。内容は、官民の均衡を図るために設けられた調整倍率を現行の1.1倍から1.04倍とするものです。これによって例えば勤続35年以上の課長級で月給45万円の定年退職者の場合、現行の退職金支給額2,821万円余りが2,667万円余りとなり、約154万引き下げになるとのことです。さて、当市の場合、勤続35年以上の課長級の職員が退職した場合の退職金支給額はどの程度の額になるのかお示しいただきたいのと同時に、退職金の支給規定について改正の動きが当市にもあるようにお聞きしますが、その内容についてお伺いいたします。

次に、職員に支給されている住居手当についてお伺いします。住居手当につきましては今12月定例会で改正の提案もあるようですが、住居手当のイメージが私どもと少し異なるように感じております。一般的に住居手当が支給されるのは、転勤が多くある会社で住宅を賄うことができず、民間の借家を借りざるを得ない場合に支給されております。あくまでも会社の命令により勤務地が変わり、なおかつ自宅からの通勤が困難なケースに支払われていると考えます。当市の基準は一般的な住宅手当とやや異なっているように考えま

す。制度制定時の事情や長年の労使慣行もありましようから、すぐに変更することは困難かもしれませんが、自宅から市役所に勤務している職員に住居手当を支給することは一般市民にはなじめないことと思われまます。この住居手当の支給について市長のお考えをお伺いします。

以上で蒼生会の代表質問に対する関連質問を終わります。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めまます。

黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** 蒼生会の関連質問にお答えをいたします。米村議員は、中期的財政計画あるいは行財政計画の内容等についてお触れになられましたけども、中期財政計画、行革計画というのは既に市議会の特別委員会等で十分御説明申し上げておるつもりでございます。改めて重複する部分もありますがお答えをいたします。

このたび作成しました中期的財政見通しの基本的な考え方でありまますが、この資料は8年後に24億円の赤字が確定しました、赤字財政再建団体になりますということを御報告したものではありません。そうならないために、いかにこれから知恵を絞っていくか、そのために今何をすべきかということを開討資料であることをまず申し上げておきたいと存じます。例えば市税収入で申しますと、平成14年度決算は38億円余りでありましたが、15年度の決算見込みは36億余りとなりまして、1億6,000万ばかりも減収するという当初考えていなかったような事態も発生しておるわけです。それから中期であれ長期であれ、そういった計画をつくるときには最も新しい年度の決算、そして予算、こういったものを踏まえて推計をいたすものでございまして、そういう意味では軽微な変更であればそのままでもいいんですけれども、こういった計画というのは毎年毎年変わっていくものという認識を持っておく必要があります。景気の動向、国における三位一体の改革など、さまざまな要因が不透明である中、歳入においては市税、地方交付税、補助金等、大変予測しづらいものがございまして。また、歳出面におきましても、今回新たに推計に盛り込んだ新焼却施設建設等の西部広域負担金あるいは港湾事業地元負担金についても今後さらに精査をし、そしてまた取り組みの仕方も考えていく必要があります。厳しい財政見通しでありまますが、この資料を開討の手がかりとして、より効果的な行財政改革に取り組んでまいらるつもりであります。

次に、清掃センターの改修と新焼却施設の関連についてお尋ねになられました。今の清掃センターの改修には大変金がかかりました。これを米村議員は、あのときにもうちょっとコンパクトなものに、あるいはもっと簡便な方法で取り組むことができなかつたかという思いがございであつたと思ひます。清掃センター改造事業につきましては、ダイオキシン規制に対応するとともに老朽化した設備の延命工事を施すために平成13年度、14年度の2カ年継続事業で取り組ませてもらいました。平成11年度に改造事業の計画に着手した時点では、既に鳥取県のごみ処理広域化計画が策定されておりまして、この中では、新しい焼却施設を建設中の米子市を除く鳥取県西部圏域のごみを広域的に焼却する施設を

平成23年度をめどに建設することとなっております。したがって、改造後の清掃センターの稼働予定期間は平成14年12月から平成23年3月までの8年4カ月となるわけであり、これを前提として米村議員が御指摘のように、できるだけ軽微な改造で対応できないかという観点に立ち、改造計画に着手いたしましてさまざまな方法を検討してまいりました。しかしながら、8年以上の歳月にわたり市民の皆さんに安心していただけるレベルまで排ガスを処理する改造方法といたしましては、安定燃焼を図るための焼却設備の改造と、ろ過式集じん機を組み合わせた現在の方式が最も有効かつ確実であるという結論に達しまして、この事業に取り組ませていただきました。多大な経費を要した事業ではありますが、市民の健康を守り快適な生活環境を保全していく上では必要な投資であったと考えております。

なお、これまでも申し上げたと思いますが、清掃施設、ごみもそうですけど、し尿の処理でもそうです。大体国が考えておる耐用年数は、建物は別ですよ、設備の方、機械設備の方は、耐用年数は15年ということになっております。今の清掃センターは昭和63年1月に完成いたしましたから、もう既に16年目に入っております、当時借り入れた起債の償還は今年度で終わります。普通の管理でしたら、もうことは建てかえの時期になってはありましたが、職員を初め善良な管理に努めまして境港の清掃センターはメーカーの方も言うておられるそうですが、非常にうまく運営をしておられるという評価もいただいております。

次に、港湾事業の地元負担金であります。負担割合を15%として試算をし、推計に盛り込んでおります。これは皆さん御存じのように新産業都市建設促進法のいわゆる財政特例措置が平成17年度で切れる、それは今までずっと法律が切れる時期を迎えておりましたが、我々が国に対して強く要望をし、法律を5年延長、5年延長ということで今日まで引っ張ってまいりましたが、国の法律が改正されまして、ただし、暫定措置といいますか、急激な変化を避けるために5年間は猶予期間と設けられまして、これが17年度で終わります。18年度からは当然どこの港湾もそうでございますが、負担金を伴います。15%がいいかどうか、これはなぜ15%にしたかといいますと、境港管理組合議会で15%と今決められております。今後全国の動向、全国の動向といいたしても鳥取県はかなり低い方に分類しておりますが、特に瀬戸内海に面した港は20から30%台の負担金を現在も課せられておるという状況にあります。この軽減につきましては、私もこれまで鳥取県知事といろんな形で対談する中で申し上げてきております。それは今、境港が単独存続をかける、そういった取り組みの中で、他の境港市と同規模の団体では考えられない重要港湾、特定第三種漁港、米子空港、こういった大きな施設を持つておる境港はこれからなかなか大変だと。これはぜひ、私の思いというのは意余って力足らざるの感を強くしております。ついては鳥取県においても、この点は十分御配慮をいただきたいというお願いはいたしております。あと17年まではわずかでございます。これからその取り組みを具体的に行動していかなければなりません、地元の県議会議員の方々にもひとつ頑張ってください

いと思っております。これからの取り組みでございます。

それから、行政あるいは財政改革の問題で人件費の問題であります。米村議員は時間外手当、退職手当、住居手当のことについて個別に御質問をなされました。人件費の削減につきましては、今年度から給与については平均6.5%、そのほか特殊勤務手当は原則廃止、それから寒冷地手当という手当がありますが、これも支給を凍結する。中でもその時間外勤務手当というのは職員の意識改革を図っていただいて、ただ時間になっても仕事をやめずに19時、20時まで、これが当たり前のごとく仕事をしておった職員について意識改革を求めました。許可がなければ時間外勤務は行ってはいけない。それから1週間のうち、ある曜日は時間外勤務は一切まかりならんというようなことまで御協力をいただきまして、15年度の決算見込みでは対前年比約400万円の減、この取り組みは以前からやっておりますから、14年度は特に前年よりも2,000万円余り手当を削減をいたしておるところであります。

また、職員数につきましては、平成8年度行政改革大綱を策定いたしましたときには314人おりましたのが、今15年度当初では282人と、32人の職員数を減らしてまいっております。今後の人件費の削減方策といたしましては、本年3月に策定した中期職員採用計画に基づく退職者の不補充など、新規に採用する職員を抑制する取り組みと、時間外勤務手当につきましても、さらに徹底した削減、それから市が現在行っておる事務事業のうち民間委託にできるものは、できるだけ委託する方向で今取り組みを始めておるところであります。また、個々の給与水準につきましては、国及び他の地方公共団体や財政状況などの事情を考慮して、今後も必要に応じた給与改定及び制度改正を行っていきたいと考えております。退職手当につきましては、現在国の法律改正に伴い職員組合と協議を重ねておるところでございます。本年度中に合意を得て来年度から実施を目指しております。したがって、米村議員の御質問にあります勤続35年以上、課長級職員の例で算出しますと、退職手当は鳥取県の職員と同じ額になります。住居手当につきましては、人事院勧告に基づく改定となりますが、国は自宅に係る住居手当支給について廃止の方向で対処することが適当との考えを示しており、今後の国の動向や、県及び他の市町村との均衡など十分に考慮していきたいと考えております。

議会、市議会の皆様にお示しした新しい財政推計による平成23年度に24億円の赤字の縮減方策としては、1つは、米村議員から御提言のありました港湾負担金を初めとした国、県の各種負担金の軽減策についてさまざまな手段を講じ軽減に努めること。また、適正な給与水準を維持しつつ、民間委託可能なものは可能な限り民間委託を行い、職員の定数管理をより厳格に行うことなどにより、人件費の縮減を図ることが大きなポイントになると考えております。

今取り組んじることが、これから取り組む行政改革のすべてではありませんで、現在考えられるものとしては、つまり法律の改正等がなされないものについては今すぐにできないというものもありますので、現行制度でできるだけ自分たちの力で財源を生み出して

いこうということが今一番大事ではないかと思えます。先ほど黒目議員もおっしゃったように地域再生計画等がより具体的になれば、今まで考えられなかった改革も進められるかもわかりません。要するに、今は境港に限らず全国の地方自治体の新しい行政のあり方が問われてきておると思えます。これからは今まで考えられなかった、従来の概念では考えられなかった事柄が非常に生かされていくんじゃないかなと思えます。

それから、国の財政改革にしましても三位一体の改革の中身はまだ見えてきません。きょうの新聞には、保育所の補助金は一般財源に移行するというふうに書いてありますが、その具体的な内容もよくわかりません。したがって、新しい行政のあり方が求められている状況で、これからはどうして市民参画の中で行政を進めることができるのか、このことも真剣に検討しなければいけない時期であると認識をいたしております。御理解をお願いいたします。

**議長（下西淳史君）** 追及質問がございましたら、どうぞ。

米村議員。

**17番（米村一三君）** まず見通しの立て方なんですけども、年々条件が変化していくわけですから最新の実績でもって判断していくのは当然のことだと私も思っています。ですから1年ごとの見直しをする際に、いろんな要件がきちっと考慮され精査されているかということをお聞きしたかったという意味合いでございますので、その税収の落ち込みなりなんなり、前年の推計では予算をもとにしたり、ことしは14年度実績をもとにしたりということは、その変化は十分だれしも納得できるかと思えますんで、さまざまな条件を考慮する際にきちっとされて、こういう大きな額が出たのかということをお聞きしているわけでありまして。それが1点。

それから、今後の見通しの中に、先般も境港済生会病院の増築計画が新聞に報道されておりましたけども、これの市の新たな負担が発生することがあるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

それから、時間外勤務につきまして、よく労使で時間外の協定を結びます、1日当たりを2時間を限度とするとか、例えば1週間は6時間とかというような協定を結ぶんですけども、その内容が具体的にわかれば教えていただきたいというぐあいに思えます。それから退職金につきまして、先ほど御報告をいただきまして検討されているということでございますが、いろんな支給規定をずっとホームページに載っておりますので見ておりましたら、市長さんの退職金の算定基準というのが給料を一つの算定基準になってるんですね。この給料というのは、現在カットされたものが、されてますね、これが基準になるのか、カット前なのかということをお聞きしたいと思えます。

以上、よろしくお願ひします。実務レベルの問題もあったと思えますので、市長さん、実務レベルで答えられることは実務レベルで結構ですので、よろしくお願ひします。

**議長（下西淳史君）** 黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** 重ねての御質問であります。計画の見直しを1年ごとにやっておる

ということを申し上げましたが、この見直しの中には当然最も新しい年度の決算、そして予算、そして今は枠配分による予算編成を進めております。担当課がその枠の中でいかに効率のよい予算を立てるかという中で、行政評価ももちろん行ってやっております。そういったことは御指摘の御趣旨を十分踏まえまして対応を考えてまいりたいと思います。

それから済生会病院のことで地元負担があるのかないのかということは、まだそこまでの検討はいたしておりませんが、これまでのいろんな審議の中で、私は建設に伴う負担金というのはないものと今考えております。今後、病院側が国の補助事業を取り入れる部分について地元負担というのは、これはこれまでも鳥取県、境港市という一部の負担をいたしておりましたが、そういった審議まではまだ至っておりません。基本的には、ないものと私は考えております。

あとは、総務部長が答えます。

**議長（下西淳史君）** 中村総務部長。

**総務部長（中村勝治君）** 時間外手当、それから退職手当の件につきまして、かわってお答えをいたします。

超過勤務手当の労使協定ということでございますが、特段に時間数を定めて労使で協定していることはございません。しかし、年間1,800時間の労働を目指そうということでは労使で協約を結んでおるところでございます。それから退職手当の件でありますけども、これは退職手当の計算をする際にはカット前の給与月額をもとにして算出することとなっております。以上です。

**議長（下西淳史君）** 追及質問。

米村議員。

**17番（米村一三君）** 最初の関連質問の方で、人件費率そのものについて決算委員会の中で高いのではという市長の発言がありまして、目指すべき人件費率はということで御質問をさせていただきました。この辺のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

あと、いろんな職員の給与なり、いろんな手当なりということが国の基準や県の基準ということで準ずるといのはよくわかります。ただ、こういう時代ですから、やはり当市、この地域とのいろんな条件を照合しながら新たな方法を考えるというのも一つの考え方というふうに考えますので、その辺のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

**議長（下西淳史君）** 黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** 人件費比率のことについて御質問がございましたが、この人件費の比率というのは、全国で3,000ばかりある地方自治体、これは人口の面でも非常に大きなばらつきがあります。国が定める地方財政計画というのは、一応人口10万人の都市を標準団体としていろいろ経費を試算をしながら、そしてこれがまた交付税の算定の基礎になるわけでありまして、構造的に人件費の比率が高いというのは、やはり人口5万人未満であります。つまり法律等で定められた一定の事務処理をするためには、どうしてもそういった構造的な問題が起こってまいります。今、経常収支比率が境港は高いところ

に位置しておりますが、境港の経常収支比率の中で人件費が約30%、それに対して標準都市よりも若干多い米子市は20%、10ポイント違うんですぞ。ですから人件費の比率が高いというのは、もうこれは構造的な問題でありまして、これを一気に変えようというのはなかなか難しいことでもあります。

ですから先ほど答弁いたしましたように、これからアウトソーシングという言葉が今はやっていますが、民間でできることはできるだけ民間に任せる、そういった取り組みをどこまで進めることができるかということによって人件費の構成比は若干下がっていくであります。民間に委託しても民間とのあい差というのはありますから、これは経費としてはそれがそっくり減るわけではありませんけれども、少なくとも人件費の構成比というのは、今境港の場合は5万人未満の全国の類似団体、産業構造とか人口とか、そういったものが似通った団体と比べると幾らか低いということではありますが、米村議員から見れば、それは民間の企業の実態もよく御存じでしょうから、そこから見ればこれはちょっと信じられんような状況であるかもわかりません。これは全国的なそういった地方自治体の財政の構造上の問題でありまして、これから国が、こういう事業はやるかやらないかは地方が判断しなさいというようなことにでもなれば、それは幾らか下げるとすることはできると思います。人件費の比率というのは職員の給与ベース、それと職員数でありますから、この2つについては今後この計画を進める上では、私は一番大きなポイントになるんじゃないかと思っております。これからそういった取り組みは市議会にも十分御報告を申し上げ、御相談申し上げたいと思っておりますけれども、よろしく御理解を賜りたいと思っております。以上です。

**議長（下西淳史君）** 続いて、関連質問の通告がありますので発言を求めます。

岩間悦子議員。

**16番（岩間悦子君）** 12月定例市議会の蒼生会の代表質問に関連しまして、私見を交えながら男女共同参画推進についてと教育の諸問題について質問いたします。

本年の6月、男女共同参画にかかわる活動の拠点として男女共同参画センターがなぎさ会館内に開設されました。市内24の女性団体の女性たちは長年の夢でありましたこの開設に向け努力されました市長を初め関係されました方々に敬意を表するものでございます。このセンターは、女性団体のみならず男性を中心とした団体にも呼びかけ、男女が対等の立場で支え合うまちづくりを目指し男女共同参画に関する情報の提供や啓発、推進活動、他の団体の支援活動などを行っていく男女共同参画の拠点として設置されました。このことを多くの市民の皆様知ってもらうための情報を提供していただきたいと思っております。

さて、そこで市長にお伺いします。庁内では施策の推進に向けて現在の人権政策課が担当しておりますが、以前、男女共同参画推進室という名称で設置されておりました。現在は姿が消え少々残念に思います。この名称は、推進に向けて設置されていることが理解できて好評で、市長の推進に対する意気込みがうかがわれたところでした。施策は人権政策課で取り組んでおられることは承知するところでありますが、その名称をどんなお考えが

あってやめられたのでしょうか、お聞かせください。

次に、推進体制や女性の政策決定過程における参画や地域の方針決定過程における参画など、登用状況、参画状況の現状をお示しください。また、昨年、ことしと県が出しております男女共同参画マップから本市の実態をどのように分析されたのかもお聞かせください。その分析結果が現在策定中の計画に生かされるべきであると思います。市長の御所見をお尋ねします。

次に、男女共同参画推進条例制定についてお伺いします。この件につきましては、これまで何回か質問してまいりました。最近では、昨年12月の定例市議会では蒼生会の代表質問で黒目議員も質問しましたが、市長は、行動計画をより多くの意見を踏まえて見直し、より実効性ある行動計画にする、当面は制定は考えてないという意向の御答弁でした。私は、この男女共同参画社会の実現は行政のみの努力で実現するものでなく、市民はもとより、事業者も含めたすべての人がそれぞれの分野で主体的に進めていく必要があると思います。そのためには、地域の実態に即した具体的な施策を明記した条例が必要となります。条例を制定することは、市の基本的な施策や市民、事業者の責務を明確にし、行政、市民、事業者が協働して積極的に取り組んでいくための共通の基盤をつくるものであり、男女共同参画社会の実現に向けて市民の意識を高めるためにも極めて意義深いものと考えます。条例制定することにより、男女共同参画社会の実現に向けて今策定中の男女共同参画計画を主体に、さらに実効ある施策の取り組みとなり推進されることが期待できるものと思います。再度市長の御所見をお伺いします。

次に、教育問題に関連して3点、教育長にお伺いします。ことし8月、米子市を中心に日本PTA全国大会鳥取大会が開催され、「知っとんなる？学校図書館」という特別イベントがありました。鳥取県内の小・中・高校で行われている朝読書の実施率は88%と、日本一であると報告されていたことは御案内のとおりです。ちなみに境港総合高校の朝読書の様子や文部科学大臣賞受賞のことなども報道されていきました。私は、この6月の定例市議会でも学校図書教育推進について質問し、教育長は、現在市内小・中で読書活動は推進しているが、今後も司書教諭や図書室職員との連携を緊密に図りながら一層図書活動を推進するとの旨をおっしゃいました。

そこで、市内各学校で定着しつつある朝読書や読書活動を継続し定着させていくことや、将来楽しんで読書ができる習慣をつけるための提言をしたいと思います。幼児から小・中・高校生までの読書の楽しさを満たす機会をつくり、それを推進していくために有識者や公募の住民らで組織する「子ども読書活動推進委員会」（仮称）を設置する。委員会は読書計画を策定したり、子供の読書活動を支援するNPOやボランティアの協働を図るなど、提起、検討する。また、優秀な創作活動を行った子供を対象に境港文学賞とか読書賞など奨励することにより、読書の意欲づけになっていくとも思います。本市は、大変よいことに本の読み聞かせのグループなど活動しておられます。家庭、学校、地域とともに読書の輪を広げていけば、子供から大人を含め読書の機会ができて、名実ともに読書推進のコミ

ユニティーづくりにもなっていくと思います。この提言について教育長の御所見をお聞かせください。

次に、アレルギー性体質幼児、児童生徒の対応についてお伺いします。子供たちのぜんそくやアレルギー性体質の話題をよく耳にします。文部科学省もぜんそくやアトピー性皮膚炎など、アレルギー性の子供の実態を本格調査するという事です。本日も文部科学省の学校保健統計調査で、公立の小・中学生の健康診断で子供のぜんそくが10年前の約2.5倍と報道されていました。それほどこのような疾患を持つ子供が増加し、問題になっているということなのです。本市のアレルギー性の子供たちの実態や状況をお聞かせください。

そのうち給食とのかかわりがある食物アレルギーの子供たちは、給食時どのように配慮なされているのでしょうか。食物アレルギーの代表的な症状は、じんま疹、かゆみ、呼吸困難の発作など、個々によって異なるものの家庭では対応も大変なようです。市内小学校の数名の先生にこのことについて尋ねましたが、特別な配慮や指導的なことはしていないと聞きました。この先生方の言葉がすべてとは思いませんが、いろいろな情報から教育現場の配慮に少々疑問を持ちました。担任の先生は、病気、病状に対する理解や指導の配慮が必要ではないでしょうか。さまざまなアレルギー性を持った子供たちはもちろん、保護者の不安、さらに悩みは体験した者でないと理解できないと言われます。特によく聞きますアトピー性皮膚炎の子供は、かゆみにより精神的に不安定になったり、ストレスの蓄積などで学習に集中できなくなるようです。担任や養護の先生と保護者との連携や、アレルギー性体質の子供のバリアフリーを感じます。教育現場での対応について教育長の御所見をお伺いします。

最後に、学校の安全対策についてお伺いします。子供の安全を守ることは学校の責務であることは言うまでもありません。安全点検、避難訓練、防犯研修、交通安全指導は大体実施していらっしゃると思います。今、学校現場で安全管理を見直す動きが活発になっています。また、全国的に登下校時での事故が多発しています。本市でも、いつどこで起きるかわかりません。防犯対策や危機管理対策がどのようになっているか、ソフト面、ハード面についてお聞かせください。登下校では交通安全指導はよく見かけますが、不審者の事犯防止にはどのような指導や対策を講じておられるのでしょうか。登下校時の指導は子供への指導だけでは防げるものではなく、地域の協力が不可欠であると思いますが、地域との連携はどのようにしておられるのでしょうか、教育長の御所見をお示しください。

以上で蒼生会の代表質問に関連する質問を終わります。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** 蒼生会の関連質問にお答えをいたします。

初めに、男女共同参画室をどのような考えでやめたのかということでございます。これまで人権施策につきましては、総務課、生涯学習課、地域振興課の3つの課が担当してま

いりました。しかし、人権の世紀と言われる21世紀を迎え、人権問題は少子高齢化社会の進行や国際社会の進展など、社会構造の変化に伴い年々複雑多様化しており、より一層の取り組みが必要となっております。こうしたことから今年4月より人権問題の総合的な窓口として人権政策課を配置し、各種施策の推進を図っておるところであります。岩間議員は男女共同参画室というのがなくなったことが、この取り組みが後退しておるのでないかという御心配もあったと思いますが、私はそうでなくて、新しい組織にすることによってより充実した取り組みができるものと考えております。

次に、男女共同参画の推進体制や女性の登用状況、参画状況をという御質問であります。市役所内部の推進体制につきましては、今年9月に私を会長とする境港市人権施策推進会議を発足したところでありまして、女性の登用、参画状況につきましては、市役所には課長職への2名の登用を図る一方、審議会委員等では女性登用率30%を目標に現在進めておるところであります。今のところ条例等によるいわゆる審議会等につきましては、20.5%、20%ちょっとであります。それから要項等に基づくものにつきましては、ほぼ30%を達成しておるといのが現状であります。

次に、鳥取県が示しております男女共同参画マップから本市の実態をどのように分析されたのか、その結果を今後の計画に生かすべきと思うがという御意見であります。参画状況につきましては、以前岩間議員が幾つかの項目でアンバランスがあると指摘されておりましたが、私も啓発活動等、一層の取り組みの必要性を感じずる項目が幾つかございました。今回の計画策定は原案の提示を行わないで、委員の皆様により主体的に取り組んでいただくこととしておりまして、先日の策定懇話会に男女共同参画マップを資料として全員にお配りをいたしましたところでありまして、自分たちみずからの行動指針となる計画でございますので、行動目標として当然計画に生かされていくものと考えております。

それから、条例のことにお触れになりましたが、私は条例制定による男女共同参画推進の取り組みを全く否定するものではありません。しかし、現在ある法令を遵守しながら市条例に縛られることなく、市民みずからの意思で男女共同参画を推進していくことも、また非常にとうといものであると考えております。今は市民みずからの手による計画策定を見守り、これを核として男女共同参画を進めていきたいと考えております。

あとは、教育長から答えていただきます。

**議長（下西淳史君）** 教育長の答弁を求めます。

池淵教育長。

**教育長（池淵一郎君）** 教育問題3点につきましてお答えをいたします。

初めに、子ども読書活動推進委員会の設置等についてのお尋ねでございますが、子供の読書の重要性については論をまたないところでございます。御存じのとおり本市では、予算面についても人的な環境についても、できる限り配慮しているところであります。現在、県教委は子ども読書活動推進ビジョンを策定中ですが、それを受けて本市独自の読書推進計画を策定していく予定でございます。岩間議員より読書活動推進委員会の設置や顕彰制

度などの御提言を賜りました。このことにつきましては、推進計画策定の際に参考にさせていただきたいと考えております。

2点目でございますが、本市の子供たちのアレルギーの実態と教育現場の対応についての御質問でございます。平成14年度の定期健康診断の結果では、小・中学校合わせましてアレルギー性鼻炎286人、アレルギー性結膜炎が140人、アトピー性皮膚炎が249人、このほか食物アレルギーが小学校に83人おります。これらの児童への対応ですが、年度初めに保護者からの連絡や内科検診により実態を把握し、担任や養護教諭が指導面に配慮するようになっていきます。特にアトピー性皮膚炎については人権面の配慮をしておりますし、食物アレルギーに対しましては年度初めに教育委員会へ報告させて、必要に応じて食品を除去するなどの対応をとっております。アレルギー体質の子供は個々により症状や対応がさまざまであり、きめ細かい配慮が求められております。担任を中心として保護者、養護教諭、校医と連絡を一層深めるよう校長会や学校保健委員会を通して指導していきたいと考えております。

3点目でございますが、学校の安全対策についてでございます。児童の安全対策については、すべての教育活動に先駆けて行うべきものと考えております。不審者の学校への侵入については、教員に防犯用の通報カードを持たせたり、危機対応の共通理解を図るなどの対策をとっております。また、先月上道小では、実際に職員が不審者に扮して教室に侵入するという訓練も実施しました。しかし、登下校時の不審者対策については大変苦慮しております。本年度においても10件の報告を受けております。声かけ事案に加え、車などに乗せようとしたりするなどの悪質なケースも出てきました。これらの対応として、学校として集団下校の実施、教職員の見回り、防災無線での注意の喚起、看板の設置、学校間や警察との連携、保護者への情報提供等々の対策をとっておりますし、校区にある子ども駆け込み110番の家を児童に周知するなどの対策もとっております。しかし、現状が改善されなければ岩間議員がおっしゃったように、地域や保護者に登下校時の見回りなどをしていただくことも必要となってくるのではないかと考えております。

**議長（下西淳史君）** 追及質問がございましたら、どうぞ。

岩間議員。

**16番（岩間悦子君）** それでは何点か質問させていただきます。

最初に、男女共同参画推進に向けてでございますが、質問の中にも参画センター等の情報提供をしていただきたいというようなことを申し上げましたが、本市のホームページに市独自としての参画の取り組みの情報等が必要であるかと思っております。現在どんなページを出しておられますかお伺いたします。

それともう1点は、庁内の推進体制の一つですが、庁内の関係部署の連携会議はどの程度行われるもののでしょうか。その2点を参画推進に向けて追及質問させていただきます。

それから、教育問題についてでございますが、県のビジョンを受けてという旨の答弁でございましたが、私は、市内の小・中・高校生で非常にスポーツ面では非常な奨励をして

いただいておりますが、この文学的な面、文化的な面でやはり奨励するのが少ないように思います。この県のビジョンを受けられまして、検討される中にそういうことも頭に入れておいて検討していただきたいと思います。それは要望ですけれども、あとそのことについて教育長はどのようにお考えかをお示してください。

もう1点、登下校の不審者の事犯防止ですが、いろいろと対策をなさっていらっしゃいますが、それが生かされなければならないと思いますので、子供たちにも十分徹底するよう、また現場の教員等も常に起こり得るということを前提に危機感を持って指導していただきたいと思いますが、学校安全対策のマニュアル的なもの、もう以前できてそれで終わっているんじゃないかと、現在の社会情勢等を見ながら新しいマニュアルも必要でないかと思いますが、そういうのはどういうふうになっておりますか。

それから、もう一つ、本市は開かれた学校ということを頑張ってやっていらっしゃいます。その危機管理と開かれた学校との両立をどのように考えていけばいいのか、大変現場も苦慮されてることと思いますが、教育長の御所見をお伺いしたいと思います。以上です。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

中村総務部長。

**総務部長（中村勝治君）** 男女共同参画の件につきまして、市長にかわってお答えをいたします。

庁内の連携はどのようにしてやっていくかというのが一つだと思いますが、先ほど市長もお答えしましたように境港市人権施策推進会議というのがございます。これは市長が会長でございまして、部長以上が委員になっております。それから、その下に境港市人権施策推進会議幹事会というのがございまして、これが横の連携をとる組織でございます。私が幹事長ということで、幹事といたしまして14の課長がメンバーになっております。こういうものを有効に生かして横の連携を密にしてやっていきたいというぐあいに考えております。

それから、男女共同参画の情報を市のホームページにどのような内容で載せているかということでございますが、現在まだホームページには載せておりません。いずれ計画が策定されるでありましょうから、そういう時期を考えながらホームページにも必要な情報を載せていきたいというぐあいに考えております。

**議長（下西淳史君）** 池淵教育長。

**教育長（池淵一郎君）** 初めの、スポーツに対しては大変奨励しているが、文化面ではちょっと体育関係よかということでございますが、文化面では図書感想文とか、各新聞社関係の主催、それから書道、それから絵画等々たくさんありまして、私、体育部門よりか余計あらへんかと思うですわ。そういう実態は一応お知らせしておきまして、今、県教育委が3月末から4月の初めにかけて県のビジョンを策定中でございます。それにかけて来年度にかかると思いますが、市のいわゆる推進計画の策定に入ろうかと思っております。

御意見は御意見でございますので、一応会には諮ってみたいというふうに考えております。

それから、安全面で登下校時で一応マニュアルで新しくということでございます。こういう先ほども報告いたしました、最近新たに10件もいわゆる声かけ、それから車にというようなことが出てきておりますので、また新しいこれらに対する対応も考えて、真剣になって考えていかなければならないというふうに考えております。

それから、開かれた学校公開と、いわゆる安全面についてでございますが、ことしから11月10日でしたか、各幼稚園、小学校、中学校におきまして全校一斉に新たにまた公開をいたしました。各学校でそれ以外にも公開をしておりますが、この公開のときには、いわゆるPTA、保護者がその強化に協力していただきまして、それぞれの学校でそれなりの対応をいたしております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

岩間議員。

16番（岩間悦子君） 男女共同参画に関してですが、ホームページ、まだできてないということでしたが、ちょっと出してみましたら、「これからは男女両得！」というシリーズ、市報に載ってたのが出てまいりました。それには、お問い合わせは男女共同参画室と、こういうふうになっておりましたし、それから「人権感覚に満ちあふれた境港市」というのも出てまいりました。これを見ますと、非常にちょっと古いような気がします。もう少しつけ加えたり、見直しが必要ではないかなと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。以上です。

議長（下西淳史君） 要望でいいですか。

16番（岩間悦子君） はい、要望です。

## 休 憩

議長（下西淳史君） ここで休憩をいたします。再開は1時30分といたします。

（12時05分）

## 再 開 （13時30分）

議長（下西淳史君） 再開いたします。

午前中に引き続き代表質問を行います。

みなとクラブ代表、渡辺明彦議員。

10番（渡辺明彦君） 12月定例市議会に当たり、みなとクラブを代表して市長並びに教育長に質問いたします。

この場に立ちますと、昨年、12月定例会において境港市単独存続についての決議を賛成多数で採択したことを思い出します。私たちは、先人が築き上げた歴史、文化、地域特性を生かしたまちづくりを推進し、市民と一体となった行財政改革に取り組めば単独市政運営は可能であり、地域を愛する市民が主役のまちづくり、住民の顔の見えるまちは、境

港市の自立によってこそ実現できるものと考えからであります。採択後、市長も発言を求められ、合併ではなく単独存続することをみずからの意思であると表明されました。本年に入って米子市を対象とした合併協議会設置の住民運動が始まり、7月20日には合併協議会設置の是非を問う住民投票が行われ、その結果として、住民の意思としても単独存続が選択されたことは御案内のとおりであります。市長、議会、そして住民が単独自立の道を選んだわけですから、これからは、まさに三者が一体となって厳しい苦難の道を新しい境港市の建設を目指して歩いていかなければなりません。平成16年度予算は、今は苦しくとも将来に展望が開ける予算であるべきと考えます。目下、編成作業中であると思いますが、市長は平成16年度予算にどのような思いを託されるのか基本的な考え方についてお示しください。

このたび中期的な財政見通しが示されました。それによりますと、平成15年度決算見込みベースで推移した場合の基金残高の推計は、15年度当初予算に盛り込んだ行革を実施しても20年度に基金が底をつき、23年度には48億円の累積赤字が見込まれる。16年度以降に取り組む新たな行革項目を追加した推計でも21年度に基金が底をつき、23年度には24億円の赤字が累積する見通しであります。新聞報道で境港市の財政破綻と書かれ、市民にとっては大変ショックであります。昨年住民説明会で市の示した中期的な財政見通しの推計では、行革した場合の財源不足は平成23年度で3億円でありました。そのときの説明会で市民は、年間3,000万円程度の節約をすれば今後の財政運営は可能であると判断したはずであります。昨年提示された財政推計と、このたび示された財政推計とでは余りにも乖離があり過ぎはしませんか。行革を行っても毎年3億円の財源不足の見通しであります。国の方針、三位一体の改革として補助金の削減、地方交付税の見直し、税源の移譲の問題が不透明とはいえ、市民の納得できるきちんとした説明が必要ではないでしょうか。境港丸の船長として市長はどんなかじ取りをされるのか御所信をお聞かせください。

行政改革の取り組みについて伺います。先ごろ境港市行政改革推進委員会が開催されました。行政改革に当たってこの委員会の位置づけ、果たすべく役割は何なのか伺っておきます。現行の行政改革大綱は平成16年度で終了となり、17年度以降は新たな行政改革大綱の策定が必要となります。新たな行革大綱にはどんな課題を盛り込まれるのか、財政構造の硬直化の原因となる公共下水道事業、少子化が進む小・中学校のあり方なども含めて中・長期的視点に立った論議が必要と思うが、市長の御所見を伺いたいのです。

次に、産業振興の観点から3問伺います。

まず最初に、プラントー5境港店出店について伺います。ルーラルだからこそできる、逆転の発想で成功を呼んでいるスーパーセンタープラントー5境港店が誕生します。今春、出店計画が表面化して以来、竹内工業団地がこの圏域の一大商業ゾーンとして注目を浴びています。当市にとっては近年にない大型の企業進出であり、雇用の場の確保、税収の上でも私たちは大歓迎であります。県企業局との契約締結後、工事着工に手間取ってしまし

たが、いよいよ今月13日に起工式がとり行われることとなりました。プラントー5では、行政機関の出張所や介護・医療の相談コーナーの設置、高齢者のお客様がゆったりと過ごせる環境づくりなどを通して、社会的役割を果たしたいとしています。先行他店の現況も参考に境港店の出店計画の概要をお聞かせください。

境港商工会議所では、隣接する区域2.5ヘクタールに地元優先ゾーンを用意し、風営法対象事業を除く物販、飲食業など、地元企業を対象に出店の公募をしました。ゾーンの配置、まちづくり計画はまとまったのか現況についてお示してください。また、プラントの進出を契機に、新たに竹内団地への進出を計画している企業が複数あると聞いています。現在、県企業局での調整中と思いますが、わかる範囲でお聞かせください。

次に、水木しげる記念館について伺います。水木しげる記念館は3月8日のオープン以来、大好評が続いており、11月末までの総入館者数は19万人余で、歳末までに20万人達成は確実と思われます。記念館人気によって水木しげるロードへの入り込み客数も90万人を超えるだろうと言われています。沿道の商店主の話では、前年対比20%の売り上げ増とのことですが、経済的波及効果についてはどのような認識をされているのか伺います。開館から9カ月、大好評のうちにもさまざまな課題が見えてきたと思います。駐車場の問題、繁忙期の対応、食と泊、広報の問題などなどがありますが、これまでの総括を伺っておきます。

この種の施設には2年目のジंकスというものがあり、翌年からはオープン効果が薄れ、集客力が激減するものです。減るのを座視するのではなく、ふやす努力が必要です。新たな仕掛けが必要ではないでしょうか。昨年は国民文化祭があり、本年は水木しげる記念館のオープンと、県内外、全国に発信できる目玉がありました。私たちは、来年はぜひとも水木しげるロード完成10周年記念事業を企画して境港市を全国に売り込みたいと考えています。来春には、スーパーセンタープラントがオープンします。秋には江島架橋の開通が予定されています。この地域の人の流れ、物の流れが大きく変貌するこのときをチャンスととらえ、イベントを仕掛けるべきと考えますが、市長の御所信を伺いたいのであります。

次に、保険未加入船の入港規制法制化について申し上げます。国土交通省は、船主責任保険未加入船の入港禁止措置の法制化に着手しました。入港禁止の検討が始まった背景には、保険未加入の船舶所有者が座礁による損害賠償や船舶撤去に応じないケースが相次いだことにあります。事後処理に手をやいた地方自治体が国に支援を要請し、国も法制化に乗り出したところでもあります。国土交通省では、次期通常国会への法案提出に向け準備を進めています。国が進めている法制化、規制の概要をお聞かせください。入港規制が実施されれば、境港に入港するベニズワイガニなどの北朝鮮貨物船やロシアの木材運搬船は保険未加入船が多く、入港禁止となれば水産加工、木材加工業などの地域経済に与える影響ははかり知れないものがあります。境港の昨年のベニズワイガニの水揚げ量は、前年対比1,500トン減の9,000トンで、北朝鮮からの輸入実績は1万1,000トンとな

っております。ますます輸入依存度が高まっております。本年はどのような状況なのかお聞かせください。

一方、保険会社のデータでは、境港に入港する外国船の保険加入率は36%でしかありません。とりわけ北朝鮮3.3%、ロシア11.1%と極めて低率であります。これではほとんどの船舶が入港禁止となってしまいます。カニ水揚げ日本一の行方が心配であります。産業施策の観点から市長はどのような対応策を検討されるのか御所信をお示し願いたいのであります。

安全・安心のまちづくりの観点から3問伺います。

まず消費者問題、特に高齢者の対策について伺います。近年、消費者問題はますます多様化、複雑化、広域化しており、青少年からお年寄りまで年代、性別を問わず被害者は増加し続けています。PIONEER（全国消費生活情報ネットワークシステム）には年間70万件もの苦情、相談が寄せられています。最近では電話情報サービスや電話を使った詐欺がふえています。電話による詐欺被害は県内でも多発しており、鳥取県警によりますと、ことし4月以降目立ち始め、11月までに被害者20人、被害総額900万円、被害者のうち60歳以上の高齢者が85%を占めています。鳥取市の事例では、82歳の女性が孫に成り済ました男に370万円をだましとられました。おばあちゃん、おれおれ、いわゆるおれおれ詐欺であります。また、高齢者をねらい撃ちして高額商品を売りつける訪問販売が相次いでいます。ひとり暮らしの高齢者や昼間高齢者が留守番をしている家庭が中心で、布団や健康食品などの高額商品の契約を結ばせるものです。当市においても、市内の専門店の名を語り、にせものを売りつける事件がありました。また、メーカーの営業マンだと偽って買いかえ契約を結ばせる悪質な県外業者も出没しています。高齢者の安全・安心な生活を守るのも行政の務めではないでしょうか。お年寄りを被害から守るため啓発活動にどのように取り組んでいるのか伺いたいののであります。

次に、インフルエンザ予防対策について伺います。ことしもインフルエンザシーズンが近づいてきました。昨年は、ここ10年で2番目の大流行となり、迅速診断キットの普及で診断が容易になった一方、肝心の治療薬が足りず、各医療機関で患者の要望にこたえられないなどの混乱が起きています。ことしは、症状のよく似た新型肺炎の再流行と重なれば、混乱にさらに拍車がかかるおそれがあり、保健所や医療機関では、かからないようにまず予防をと呼びかけています。当市でも65歳以上の高齢者等を対象とした予防接種を行っており、発病や重症化の防止を図っています。平成14年度の決算報告では、対象者数8,430人、接種者数3,839人、接種率45.5%となっており、予防接種委託料などに1,795万円余が支出されております。本年も、このたびの補正予算で234万円余が増額計上されていますが、接種の希望者の現状はどのようなのでしょうか。また接種率をどの程度と見込んでいるのか伺います。

専門医は、重症化する危険性の高い高齢者、乳幼児などを守るためにも周囲の大人なども予防接種を受けることが必要と指摘をしています。高齢者に接する機会の多い市の担当

職員、児童生徒に接する幼稚園、小・中学校の教職員、保育所の保育士など、率先して予防接種を受けるべきと考えますが、健康管理の現状はどのようになっているのか市長並びに教育長の答弁を求めます。

次に、中海問題、堤防開削問題について伺います。中海・宍道湖の淡水化事業の中止が決まってからおよそ1年がたちます。今その事後処理として中海干拓、本庄工区の森山堤防、大海崎堤防を開削するのかが焦点になっています。事業主体の農林水産省は11月19日、米子市で開かれた中海に関する協議会で堤防を開削しない方針を明らかにしました。このたびの農水省の方針は、コンピューターを使った実験、分析した結果、堤防を開削しても本庄工区を除く中海の水質や水位に明確な変化はない。したがって、多額の費用をかけて堤防を開削する必要はないというものであります。私たちは、かねてより中海・宍道湖の水質浄化のためには、交通の支障のない方法での両堤防の開削が必要と提唱しています。そうすることで中海の遊水面積をふやし、洪水の不安が緩和されるものと考えています。斐伊川水系の最末流に住む私たちにとって洪水の不安は最も大きな関心事であります。本年9月、台風14号の影響で美保湾、中海の水位が上昇し、昭和町、中野町では道路の冠水、床下浸水が起きました。内浜では渡町の海岸沿いの農地が冠水し、農作物に被害が出たところであります。私たちは、将来にわたって水質、治水の両面で境港市民の安全・安心が保障されない限り、大橋川の拡幅工事の実施に同意できないものと考えています。市長も議会も気持ちは一つであります。このたびの農林水産省の方針について改めて市長の御所見をお聞かせください。

次に、環境問題、ごみ対策について伺います。本年10月1日より、ごみ処理の一部有料化と可燃ごみの持ち出し用袋の指定制が実施されました。実施に当たっては連日住民説明会を開催されるなど、担当職員には御苦勞があったことと思います。しかしながら、9月末には、一部有料化を誤解された住民の方が清掃センターに殺到し、混乱したと聞いております。また、集積所での状況はどうだったのでしょうか。住民への周知は十分だったのか、今後の課題としても対応方針をお聞かせください。

当市では、境港市廃棄物減量等推進審議会の答申に基づき、可燃ごみ持ち出し用袋に処理費を含んだ料金で販売する方法によるごみ袋の有料化を来年秋以降に予定をしています。実施に当たって今後どのようなスケジュールを検討されているのかお示し願いたいのであります。ごみ減量化、資源化推進のためには、生ごみ対策は早急に解決すべき課題と考えます。生ごみは水分を多量に含んでおり、焼却費用が増大し、焼却炉の負担も過大となります。近隣他市町では、家庭用生ごみ処理機の普及促進に取り組んでいる自治体もありますが、当市ではその計画はありません。現在当市では、学校給食などの食品残渣を中海干拓地にある民間のリサイクル会社に委託して堆肥化处理をしています。生ごみの分別収集は、これからのごみ対策の大きなテーマと考えます。私たちは、境港市においては実現可能と考えています。自治会など、住民の協力を得て試行的な取り組みをされてはどうか、市長の御所見をお聞かせください。

最後に、教育問題2点について伺います。

最初は、新学習指導要領の部分改訂についてであります。このほど中央教育審議会は、教科の学習内容を制限している学習指導要領の歯どめ規定を緩和するよう求める答申を河村建夫文部科学相に提出しました。答申を受けた文部科学省は、年内に指導要領を改訂する意向とのことであります。ゆとり路線を目指して昨年春に導入された新学習指導要領は、学力低下不安の高まりから早くも学力重視の方向へ転換したと報じられています。詰め込み教育からゆとり教育へと喧伝されたのは何だったのでしょうか。まさに朝令暮改の方針変更は、教育現場の混乱や保護者の信頼を失うものと心配いたします。新学習指導要領の方向転換について教育長の御見解をお示しくください。

最後に、二学期制について伺います。学校二学期制は、始業式や終業式などの行事や定期テストの回数が減ることから、学校完全週5日制で少なくなった授業時間数を確保することをねらい、全国的に導入の動きが広がっています。米子市教育委員会では、来年度からすべての市立小・中学校と養護学校で二学期制を導入すると表明しました。鳥取市教育委員会では、ことしの春から公立の2中学校で試験的に取り入れている学校二学期制を来春から全中学校で、小学校では、希望校を募って導入し、平成17年度には全面的に踏み切る意向を明らかにしています。二学期制導入のメリットは、始業式などの行事が減るため学校週5日制の完全実施によって不足した授業時間の確保につながる、継続性のある総合学習計画を立てることができる、長期間で児童生徒を評価できるなどメリットが上げられております。メリットばかりが強調されており、デメリットは何なのか気になるところであります。教育委員会では、学校二学期制について調査研究をされているのか、導入について検討をされているのか、教育長の御所信を伺って私の質問を終わります。

なお、関連質問として、荒井議員より下水道事業について、広域ごみ処理について、水沢議員より観光振興について、教育問題について伺います。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** みなとクラブの代表質問にお答えをいたします。

初めに、1年前を振り返り、単独存続の決議をされました当時の思いをめぐられて、これからの取り組みについて御提言をいただきました。市議会、そして我々執行部、そして市民が三者一体となって危機感を持ってこれからの行財政運営を乗り切るという決意も述べられました。渡辺議員は、当初3億円というのが24億に膨れ上がったということをも市民に説明すべきでないかと、これは私も全く同感であります。もともと推計の考え方が異なっておるわけですから、数字が誤っておったとかという理由ではなく、それなりに根拠を持って今回の資料をつくったわけでありまして。午前中の蒼生会の代表質問、関連質問にもお答えいたしました。この新しい推計計画を今後市民の皆さんとともにどう克服していくかという検討資料として見ていただければというのが私の思いであります。しかしながら、今できとるものをそっくりそのまま市民に説明するということは、市民の皆さん

もなかなか御理解がいただけないだろうと。そういう中で、市議会では特別委員会も設置されましたことすし、私は市議会の御意見をその新しい計画を修正するに当たっては、そういった市議会の御意見を十分踏まえた上で実施可能なものは改めていきたい。それから午前中も申し上げましたが、計画というのは、これができたからこのとおりになるというものでなくて、毎年これは修正を加えて変更すべきものは変更するという取り組みの中で計画というのは徐々に固まっていくものと考えております。

それから初めに、予算編成に当たっての基本的な考え方ですが、新年度予算につきましては前年に引き続きまして歳入規模に見合った歳出を基本とし、各部に要求枠を配分する予算編成を行い、市債、借り入れ及び基金取り崩しを最大限抑制することを目標といたしております。中期見通しによりますと、数年後には基金が底をつくという厳しい財政状況ではありますが、持続可能な財政構造の確立に向け全力で取り組む所存でありますことは、市政概要報告で申し上げたとおりであります。

次に、中期的な財政見通しについてでございますが、これにつきましては午前中の蒼生会の米村議員にお答えをいたしておるとおりであります。国の経済社会状況が大きく変革する現在、地方自治体にも大きな荒波が押し寄せてきておりますが、今後とも堅実な財政運営に徹しながら、その時代に合ったかじ取りを心がけていきたいと考えております。

次に、行政改革推進委員会の位置づけ、果たすべき役割等についての問題でございますが、本市では、行政改革について民間有識者等の意見を聞くために行政改革推進委員会を設置いたしたところであります。4人の公募委員を含めまして15名の方をお願いをいたしております。この委員会で出されました意見は、行政改革がより効果的になるよう反映させていきたいと思っております。また、御案内のとおり現在の行政改革大綱は来年度が最終年度となっております。17年度から始まる新たな行政改革大綱を策定するためには、現在の大綱の課題や問題点を洗い直すとともに、国の三位一体の構造改革あるいは地域再生計画、さらには新たな市民のニーズを的確に把握し、市議会や行政改革推進委員会の御意見もお聞きしながら策定したいと考えております。市民の皆様に対しましても情報を開示し、周知するよう心がけてまいる所存であります。

次に、産業振興についてという中で、プラントー5境港店の問題をお取り上げになりました。初めに来店計画の概要でございますが、プラントー5境港店の詳細な内容につきましては社内で検討中とのことではあります。そのうち社会的役割を果たすスペースとしては、最近開店した新潟県のプラントー5見附店では、コミュニティーセンターとして公共展示や介護相談等を行える公共スペース、そして70歳以上の方の憩いの場、見附サロン、そして幼児を買い物中、一時お預かりをするキッズルームと、それに併設した授乳室、さらにATMコーナー等が設置されており、境港店もほぼ同様な構想があると聞いております。

次に、地元優先ゾーンの現況でございますが、10月中旬に境港商工会議所において来店希望者に対して説明会を開催され、さまざまな意見が述べられ、こうした意見を踏まえ

現在境港商工会議所において計画の調整がなされておるところであります。

次に、竹内団地への企業進出の状況でございます。鳥取県企業局によりますと、企業からの問い合わせは何件かあるものの、今のところ正式な申し込みには至っていないと聞いております。

次に、産業振興について水木しげる館のことでございますが、水木しげるロード入り込み客が対前年3割増という推計から、ロード沿線にはかなりの波及効果があるものと思われれます。具体的な経済波及効果につきましては、現在鳥取政策総合研究センターに調査委託しており、今年度中には結果が出てくることとなっております。

次に、開館から9カ月さまざまな課題が見えてきたと思うが、これまでの総括を伺うという御質問であります。県内外からの多くの方々に御来館をいただき、年末ごろには20万人に達するだろうと予想いたしております。この間、心配しておりました駐車場問題、繁忙期の対応についても、これまで大きなトラブルもなく、おおむね順調に経過したものと考えております。

それから、こういった施設は2年目のジnkスというものがあるという懸念の中での御質問でございましたが、渡辺議員の御指摘のとおり記念館と同種の施設におきましては、開館の翌年には入館者数が減少するのが通例であると聞いております。水木しげる記念館におきましても例外ではないと考えておくことが肝要であり、計画当初から特別展の毎年の更新、そして3年ごとのリニューアルなどを予定いたしております。江島大橋の開通に伴うイベントにつきましては、周辺施設の夢みなとタワー、八束町の由志園と連携した取り組みを図ってまいりたいと考えております。水木しげるロードの整備に取り組んで以来10年、水木しげる記念館はロード関連事業の集大成として整備し、行政主導によるハード事業は一区切りをつけたところであります。この間、市民の皆様方によるさまざまなお取り組みもあって水木しげるロードのにぎわいが促進され、全国に誇れる境港市の一方の大きなブランドとなりました。今後ロード周辺の一層の活性化につきましては、このような民間主導による取り組みがますます重要になっていくものと思っております。施設が整備されたことに終わらず、さまざまな機会を民間の活力によって生かしていただき、地元の皆さんが主体となって積極的にソフト事業が展開されることを願っておるところであります。

次に、産業振興の観点から船舶の入港規制法制化についての問題であります。放置座礁船対策につきましては、現在国において外航船舶について一定の保険加入を義務づける方向で検討中と聞いております。保険の内容は、座礁した場合の撤去費用の支払いと燃料油による油濁損害の賠償を対象したのものと見られております。外国船籍がこれらの保険に未加入の場合、本邦内の港への入港が禁止される見通しであります。国では、来年1月に予定されております次期通常国会に法案を提出して成立を図り、猶予期間を経た上で平成16年度中に施行する予定で進められております。

次に、境港のベニズワイガニの水揚げ量と輸入量のことしの状況をという御質問であり

ましたが、境港のベニズワイガニの水揚げ量につきましては、11月末現在の水揚げ量は7,746トンで、対前年、約4%減少しております。一方、輸入の方は10月末現在しかわかりませんが、8,665トンで対前年比、約7%減少しております。輸入の内訳としては、ロシアが2,189トン、対前年40%の増加、北朝鮮は6,476トンで約17%の減少となっております。

次に、保険未加入船の入港規制化を産業振興の観点から市長はどのような対応策を検討されるのか所信を伺うということでございますが、平成14年中に境港に入港した外国船のうち本市産業にかかわりの深いものとして、北朝鮮の船が66隻337回、ロシアの船が52隻124回となっており、200トンから300トンの船が大半を占めております。保険加入率は北朝鮮が3.3%で、ロシア船は11.1%であり、保険加入率は極めて低い状況にあります。ベニズワイガニ加工業者は原材料の約55%を輸入に依存しており、保険未加入船を画一的に入港禁止措置の対象とした場合、地元には大きな影響が出るであろうということを懸念いたしております。現在、当市と同様の課題を抱える北海道の動向を注視し、国に対して対象船舶のトン数ラインの引き上げ、猶予期間の延長などの要望ができないのか今検討をいたしておるところでございます。なお、木材輸入につきましては、市内の合板等、木材関係企業の話によりますと、大手商社を通して輸入を行っており、使用する船舶も保険加入船舶であるため、今後規制が行われても問題はないとのことであり、ます。

次に、安心・安全のまちづくりという問題でございますが、その中で初めに消費者の問題であります。特にお年寄りを被害から守るために啓発活動にどのように取り組んでいるかという御質問であります。境港市といたしましては、このような消費者問題に対応するため平成13年10月に境港市消費生活相談室を設置し、これは市の単独事業で取り組んだ事業であります。市民の皆さんからの相談を専門の相談員がお聞きし、アドバイスしております。また、市報に毎月消費生活相談室からのお知らせといたしまして、具体的な事例に対してのアドバイスを載せるなどいたしまして、市民への啓発に努めておるところであります。

高齢者に対しましては、現在民生委員の会合を回らせていただき説明をしているところでございますし、今後、老人クラブの会合などの機会に説明させていただき注意を促したいと考えております。また、警察も従来からの啓発に加え、今後さらに市内各地区で実施しておりますふれあいの家事業に出向き、高齢者に直接語りかける等、よりきめ細かい啓発に取り組まれるところでもあります。高齢者を初め市民の皆様がこのような詐欺被害に遭わないために、機会があるごとに市民の皆さんに情報を提供するなど、関係機関と連携して啓発に努めていきたいと思っております。

なお、参考でございますが、ことしの4月から11月まで実績は197件、その中で高齢者と言われる50歳以上ですね、これらの方々の件数は全体の25%、約4分の1になっておるところであります。

次に、安全・安心のまちづくりの中でインフルエンザの予防対策でございますが、インフルエンザ予防対策につきましては、平成13年度から市民の65歳以上の方に予防接種受診票を送付して接種の啓発を図っております。実績は、先ほど渡辺議員が述べられたとおりでございます。今年度は10月で既に約30%増の890人余りが接種されております。このようなことから今回補正予算をお願いしておりますが、接種率を50%と見込んで補正の予算をお願いしております。予防接種は個人の責任によるものがありますが、インフルエンザの蔓延を防ぐために11月に幼稚園、保育所職員に対して自分の体調に合わせて予防接種を受けるよう文書で指導をいたしております。特に高齢者の方々につきましては、感染しますと肺炎になるなど重症化する傾向にありますので、市報等において接種を呼びかけていきたいと思っております。

次に、中海問題の堤防開削のことについてであります。渡辺議員がおっしゃるように農水省は堤防を開削しても水質を初め周辺に大きな影響はないという判断から、堤防を開削しないという方針を先般説明に来られました。境港市にも来られました。そして鳥取県は、この農政局が示した予測結果について信頼性、評価の仕方に疑義があるとして反論し、第三者による評価が必要との考え方を示され、国土交通省、中国地方整備局に検証を求めましたが、整備局は、農政局のシミュレーションについては条件等の詳細が不明であるため、現段階での評価はできないとの回答であったと聞いております。この問題につきましては、今後農政局、中国地方整備局、鳥取県、島根県でシミュレーションに関する小グループを立ち上げ協議が進められることとなっております。境港市といたしましては、この問題について農水省から説明に来られたときに私は、防災、水質浄化の観点から農政局のシミュレーションだけで堤防を開削しても水位に影響がないと結論づけ、開削しないということは説得力に欠けると申し上げました。そういう状況の中で私が開削しなくてもいいということは、とても申し上げることはできません。結果としては、鳥取県がかなり厳しいことを言っておられましたが、鳥取県の考え方を支持するものであります。

次に、環境問題でゴミ対策についてでございますが、ゴミ袋有料化への前段として、本年10月1日から可燃ゴミ袋の指定制を実施させていただいたところであります。10月以降の可燃ゴミの搬出状況につきましては、地区住民の方々の御協力や御支援もあり、また市でも地区別にパトロールを行うなど、その定着化に努めてまいりました。現在のところおおむね順調に搬出されていると判断をいたしております。市民への周知につきましては地区別35回説明会を開催いたしましたが、この説明会には、市民の方も身近の問題であるだけに非常にたくさんの市民の方がお集まりをいただきました。特に自治会の加入者への周知が徹底されていなかったという点は説明会でも感じたということでもあります。ゴミ袋の有料化を控え、各自治会の協力を得て自治会未加入者の把握に努め、排出者間の公平化と周知徹底を図るとともに、今後とも定期的にパトロール等を実施し啓発してまいりたいと考えております。

次に、ゴミ袋の有料化についての今後のスケジュールであります。本年1月の境港市

廃棄物減量等推進審議会からの答申に基づきまして、住民説明会で出された要望等も組み入れ、今月中にも境港市としての有料袋の価格について袋の規格等も含め審議会に諮問する予定でございます。来年の3月市議会において有料袋についての条例改正を提案させていただき、住民、事業所等へ周知、啓発を徹底するために6カ月の啓発期間を設けて来年10月からのごみ袋有料化の実施を計画しているところであります。

次に、生ごみの分別収集についての試行的な取り組みについてであります。現在生ごみにつきましては給食会社の生ごみと大手スーパーの生ごみを分別収集し、堆肥化していただいております。今後は、渡辺議員が言われているように自治会並びに婦人団体等の御協力が得られれば、モデル事業として生ごみの分別収集について取り組みたいと考えております。

あとは、教育の問題でございますが、教育長に答弁をいただきたいと存じます。

**議長（下西淳史君）** 教育長の答弁を求めます。

池淵教育長。

**教育長（池淵一郎君）** 教育問題についてお答えいたします。

初めに、インフルエンザ予防対策にかかわり教職員は予防注射を受けるべきだと、お答えいたします。

子供の教育をつかさどる教員の健康については、とりわけ配慮と注意が必要であります。そういったことから教職員は定期健康診断を毎年実施し、健康についてチェックするとともに養護教諭、保体主事が中心となって教員の健康増進や病気の予防について啓発やアドバイスをしております。なお、教職員の予防接種につきましては、個人の責任としかるべき判断に基づき多くの先生方が接種しております。

次、学習指導要領の方向転換についてでございますが、中央教育審議会のこのたびの答申のねらいは、子供たちに基礎基本を徹底し、生きる力を育てるという当初の基本的な目標のさらなる徹底であります。生きる力の一側面である確かな学力を身につけさせるという理念が十分押さえられていなかったという反省から、基礎基本を確実に定着させ、しかも子供の実態によっては、さらに発展的な内容を指導してもよいということが強調されています。すなわち学習指導要領の方向変換ではなく、学習指導要領はあくまで基準であり、学校現場が子供の個性や資質により弾力的に指導できるよう周知を図ったものであります。御理解を賜りたいと思います。

二学期制について導入を検討されているかということでございますが、二学期制のメリットは、渡辺議員がおっしゃったとおり行事の減少による授業時間の確保や長い視点での評価ができるということでもあります。一方、デメリットにつきましては次のことが考えられます。1つは、懇談や通信簿が3回から2回に減り、保護者に学校生活や学業の状況が伝わりにくい。2点目が、中学校などでは定期テストの回数が減り、学力の定着が危惧される。3つ目は、三学期制は季節と学期が対応していたが、二学期制により生活リズムが崩れはしないか等々のことが考えられます。学校現場は大変忙しく、教師にも子供にもゆ

とりが必要であります。二学期制の導入を視野に入れ、県内外の先進地の取り組みを十分検証していきたいと考えております。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

渡辺議員。

10番（渡辺明彦君） それじゃあ、何点かお聞かせを願いたいと思います。

中期的な財政の見通しでございますが、先ほどおっしゃいましたように今後検討すべき資料として提供されたものだという事につきましては、私も同じような認識を持っておりますけれども、示された財政見通しを見てみまして何点かちょっとお聞かせを願いたいというふうに思っております。歳入の方ですが、議会の方の決算委員会あるいは行革の推進委員会の方でも御指摘がございますが、歳入未済の問題がずっと続いておまして、議会の方でも何度も繰り返し繰り返し指摘を申し上げているところでございますが、ことしの春から機構の改革をされまして収入未済について取り組んで、さらに取り組んでおられますけれども、歳入未済についての取り組みの現況をちょっと、どのような成果があったのかということについてお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、歳入の方が減るだろうという見通しでございますが、その増収策として固定資産税のきちんとした客体というんですか、固定資産税をかけるための対象がきちんと把握されているのかどうか、あるいは償却資産などの漏れはないのかといったようなことについての取り組みはどうされているのか。それとあと、増収のためには企業誘致が必要だというふうに認識しておりますけれども、企業誘致についての取り組みもあわせてお聞かせを願いたいというふうに思います。

それと、歳出の方で人件費が占める割合がかなり高うございます。午前中の蒼生会の中でもいろいろお話もございましたが、人件費につきまして当面17年まで平均6.5%の給与カットということは示されておりますが、それ以降のことにつきまして官民格差という問題がございますので、カットという話ではなくて、給与体系そのものにまで踏み込んでいく必要がありはしないかというふうに私は考えております。市長の御見解をお示し願いたいというふうに思います。それと退職金の問題でございますが、平成20年から23年までの4カ年間に60名の退職者がございます。これが23年までの赤字の大きな要因になるというふうに考えますが、60人の退職者が一遍に4年間でございますと、そのときの負担というのが大変でございます。これを退職債を活用するなどをして10年程度に平均化をするということも可能であると思っておりますが、その点についてはどのように考えていらっしゃるのか伺いたいというふうに思います。

それと、公債費の方で市長かねがね、私が議員になってからでございますが、平成14年度が公債費のピークだというふうにおっしゃっておりました。しかしながら、地震がございまして県の借入金とかそういうことが、不測の事態が起きまして今の現状になっているわけですが、例えば県からの借入金につきまして今現在無利子で県の方から借りてるということですが、実際地震の復興のために県の方針に合わせて、市も復興のための

費用を要したということで県からかなりたくさんの借入金をしていると、震災復興のための借入金ですね。そのことについて、境港市だけじゃないんですが、西部地区の市町村と共同で県の方に償還の期限の延長とか、そういったことを要請をしていただければ公債費の返済の余裕は出てくるんじゃないかなというふうに思います。

それと次に、水木しげるに関して、私は水木しげるロード完成10周年の記念イベントをしてはどうかという御提案を申し上げました。市長の答弁では、民間の活力という話でございますが、例えば観光協会の方でこういう企画をされればいいんじゃないかなというふうに思うんですが、市長はどのようにお考えなのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

それと、インフルエンザ対策について予防接種を推進をする話をしましたけれども、現実にはワクチンが足りないということらしゅうございます。新聞などで見ますと、32道府県でワクチンが足りなくなっておるという話で、鳥取県においてもどうもワクチンが足りない。このごろ近所のちょっと高齢者の方がかかりつけのお医者さんに行ったら、もうワクチンがないけん予防接種できませんよということで断られたという話を聞きました。市内の医療機関での、あるところもあると思うんですが、状況はどうか現況を教えてくださいと思います。厚生労働省の報告では、昨年より1.4倍で1,300万人分を用意したということでございますけれども、現実にはかなりの道府県で足りないということで、どっかに偏在してあるのかなというふうに思います。その辺もちょっとあわせてお聞かせを願いたいというふうに思います。

それと、生ごみ対策でございますが、先ほど市長の方から協力していただけるのであればモデル事業としてやりたいというお話でございます。生ごみ、これから取り組んでまいらなければならないと思いますので、積極的に推進をしていただけるようお願いいたします。あとごみの問題で、まだ一部、家電リサイクル法で規制を受けている家電4品目のうち特に小型のテレビなどが出してあって、市の方でも回収をされなくてそのまま放置状態になってるということがございます。これまた年末にかけて、正月を迎えるに当たっていつまでも放置をされておったのではちょっとまずいんじゃないかというふうに思います。本来市が回収すべきものではございませんけども、まちの環境という面からもいつまでも放置されておってはまずいんじゃないかなというふうに思いますので、対処について伺いたいと思います。以上でございます。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** 重ねての御質問であります。初めに、人件費の問題でございますが、これは午前中も答弁いたしましたように人件費の比率が高いというのは構造的な問題であるということをお申し上げしました。そればかりでなくて、人件費というのは給与の単価と人員との関係がありますけれども、そういった意味で今後は、これは条例でも定めておりますが、定員の適正化について今から取り組んでおかなければいけないということで、内部

でいろいろ今検討を進めておるところであります。

それから、21年前後に3カ年のうちに60人退職する時期が来ます。これは戦後の団塊の時代とも言われておりますが、これも全国的な今傾向であります。米子市みたいに10万人を超えておるまちは、新たな仕事というのはそれほどふえてませんから、そういう時期に一遍に採用することをやっていませんので、そういう例外はありますけれども、大体新しく市になったところ、あるいは町村というのは事務量の増加に伴って職員がどんどんある時期に入ってきております。それが今ほどなく退職を迎えようとしておりますが、渡辺議員がおっしゃるように、この退職金は退職手当債で対応できないかという問題につきましては私どもも検討をいたしております。といいますのは、財政推計は23年度までしかつくっておりませんが、それ以降になりますと、これまでの行革の取り組みを進めていけば借入れも極端に少なくなるということでもありますから、24年度以降は、今度は目に見えて公債費も減っていく、地方債の残高も減っていくという見通しは予測できるわけであります。そういった時期に、例えば21年度に退職手当債を借りて、そういった24年度以降に償還が始まるようなことは、ある程度負担に耐えられるんじゃないかという見通しは持っております。今この問題だけを取り上げてどうこうというわけにもなりませんけれども、そういったやり方もあることはあるわけでございます。

それからもう一つは、6.5%カットしたと言っておりますが、17年度まで、これはなぜかといいますと、組合と交渉する場合に、責任ある者がやっぱり合意に達しないと組合も合意書に判を押さないわけでありまして。つまり私の任期の終わるとこまでは約束はするよと、その後は、また新たな視点で給与ベースのことは組合交渉をやらなければいけないというのが物の順序であると思っております。御理解を賜りたいと思います。

それから、12年の震災で借り入れた額が、これは鳥取県の資金でございまして13億円であります。大体1年に1億は償還をするという見通しになるわけでございますが、これを西部の町村と足並みをそろえて知事をお願いしたらという話はもちろんありました。けれども、いずれ返さないけんものは返さなければいけない。その償還が大きなネックになって予算が組めないとか、財政運営ができないとかということになれば、それは各町村によってまた考えが違うでしょうけど、私はこの財政推計には返すものは返すということで財政推計をいたしております。

それから、水木しげる館の問題ですが、10周年のイベントを観光協会で、だれでもそう考えるでしょう。考えられるでしょうけど、私としては地元にあれだけの、いわゆる市民の団体もできておるわけです。鬼太郎保存会を初め水木ロードの振興協会とかというのもできてますし、もちろん観光協会にも働きかけというか、呼びかけはいたします。問題は、地元の人が一致して観光協会と一緒にやるといふイベントがベターだと思っておりますが、そういうことはこれからいろいろ話し合ってみたいと思います。以上でございます。

議長（下西淳史君） 中村総務部長。

**総務部長（中村勝治君）** 市長にかわりましてお答えをいたします。

中期財政見通しの中で収入未済の解消の問題がございました。この点についての現況をということでございます。税の方につきましては、渡辺議員がおっしゃいましたように、この4月から収税課の体制を強化をいたしております。県の方から特に滞納整理にたけた職員の派遣をいただきまして、その体制をとったところでございます。現況ちょっとお話し申し上げますと、滞納者に対する対応でありますけども、これは再三督促をいたしても応じない方がおられるわけでありまして。それに対しては、税務調査を実施をいたしまして本人の給与の差し押さえであるとか、それから銀行の口座の差し押さえであるとか、そういうものを今20件ほどになろうかと思いますが、既に実施をいたしております。今後はそういう銀行口座、給与ばかりでなく、悪質な者については不動産、そういうものも視野に入れて滞納整理を行っていききたいというぐあいに考えております。さらに税に限らず使用料、住宅使用料でありますとか幼稚園の保育料、そういうものにつきましても税で行っている対応と整合がとれるような形で厳しく収納対策をやっていくということで今行っているところでございます。

それから、増収策の点で課税客体の把握はしっかりできているのかと、特に償却資産についてはどうかというお尋ねでございます。これにつきましては、特に償却資産につきましては機械あるいは設備の点でなかなか専門的な部分もございまして。これまでもいろいろ御指摘をいただいております。特に船舶であるとか工場の機械、設備、これについては今国税の方とも連携をとりながら、そういう漏れがないような形のものをこれから考えていかないけんということでおるところでございます。

それから、企業誘致の関係でありますけども、これは従来から行っておりますように鳥取県東京事務所、大阪事務所でございますので、連携を密にしながら従来どおり引き続き取り組んでいきたいというぐあいに思っております。

それから、退職手当債の件でちょっと補足をさせてもらいたいと思いますが、退職手当債の許可というのはかなり厳しい条件がございまして、なかなか難しい問題でございます。ちなみに平成14年度は全国で1件しか許可になっておりません。ただ、市長も申しましたように、これの許可が何とか受けられるように今研究をしているところでありますが、非常に許可条件が厳しいということだけは申し上げておきたいというぐあいに思います。以上です。

**議長（下西淳史君）** 松本産業環境部長。

**産業環境部長（松本健治君）** 御指摘をいただきました家電製品の、特にテレビ等の集積場等への放置といいますか、この問題につきましては、まず収集できない旨のシールといいますか、警告といいますか、そういったものを張りまして一定期間その場所に置くようにしております。本来、主として収集という業務に当たることは非常に積極的な収集ということは考えておりませんが、御指摘のように周辺の環境ですとか景観、そういったものを配慮いたしまして、一定の期間が経過した後には市の方で対応してまいりたいというふ

うに考えております。

**議長（下西淳史君）** 早川市民生活部長。

**市民生活部長（早川健一君）** インフルエンザの予防接種について、市長にかわってお答えいたします。

インフルエンザの予防接種は、市内の27の医療機関において毎年とり行ってもらっております。ことしの医療機関が保有されているワクチンは、境港市で約9,800人分あります。12月現在、健康対策課の方で調査いたしましたところワクチンを現在保有している医療機関は6医療機関ということになっております。2つの病院と外科、整形病院にわずかに残っているという現状でございます。鳥取県の方も厚生労働省の方ともいろいろ協議をされておまして、来週には不足分について若干の本数が希望する医療機関の方に回されるというふうに向っております。これから接種を希望される方につきましては、最初に医療機関の方にお電話とか、そういうので相談をされてなされた方がいいんじゃないかと思っております。

**議長（下西淳史君）** 追及質問いいですか。

渡辺明彦議員。

**10番（渡辺明彦君）** 関連質問がございますので、以上で終わります。

**議長（下西淳史君）** 次に、関連質問の通告がありますので、発言を求めます。

荒井秀行議員。

**9番（荒井秀行君）** みなとクラブの荒井秀行でございます。先ほど質問されました渡辺議員の代表質問に関連し、行政改革における下水道事業とごみ処理関連で広域ごみ処理について質問させていただきます。

まず、下水道事業についてであります。平成15年度予算を見ますと、一般会計から下水道特別会計への繰入金は8億円余となっております。その内訳についてひもといてみますと、繰入金のお半が公債費、つまり借金の返済に充てられているということです。事業着手から20年が経過していますが、平成15年3月での下水道整備率は35%であり、今後全市域に整備を進めていくには数十年の歳月をかける必要があります、整備を進めれば公債費はふえ、一般会計から繰入金は雪だるま式に増加の一途をたどることになります。下水道事業は、市民が健康で文化的な生活を営む上で公共性が高く、地球環境保護の観点からも必要不可欠であるということは言うまでもありません。しかし、初期における資本投資が大きいことから、整備区域と会計上の調整について綿密な計画を立案しておかないと一般財源への依存度を高め、最終的には事業規模を縮小したり、状況によっては事業の中断をせざるを得ないことも出てきます。一定の速度で整備を進めないと、下水管などの耐用年数の関係から地域を拡大しようにも、当初整備した箇所の修理に予算を投入することになり、一向に広がらないということも考えられるのではないのでしょうか。もっと簡単に言えば、内浜地区の整備を進めたくても事業費の借金返済がふえたり、下水道管の老朽化で区域の拡大ができないのではないかという心配です。本市の中期財政見通しを見る限り、

一層の効率化などの経営努力が必要であるとともに、下水道事業経営に関し積極的に情報を公開し、市民に対し十分な説明と幅広い理解を得ることが今後の事業推進において必要不可欠であると考えます。

そこで、今後の下水道事業の経営方針についてお伺いいたします。1点目に、中・長期計画の見直しとして、平成15年度より鳥取大学との共同研究により下水道全体計画の見直し作業に着手しておられますが、その基本的な考えと作業の進捗状況をお聞かせください。2点目に、下水道維持管理の効率化に関して今後どのようなことを考えておられるのでしょうか、お示してください。3点目に、下水道汚泥に関し現在廃棄物として処理されていますが、環境に優しくコスト削減にも効果があると思われる各種リサイクル手法を取り入れる考えはありませんか、ありましたらお聞かせください。4点目に、今後、市民に対する情報公開についてどのようなお考えをお持ちになっているかお示してください。5点目に、下水道事業は、最終的には現在の特別会計方式から公営企業会計に移行せざるを得ないと思いますが、いかがお考えなのかお伺いいたします。

次に、広域ごみ処理について質問させていただきます。境港市の現状を見ますと、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみは、平成7年より境港市リサイクルセンター（処理能力17トン/日）で集積処理し、生ごみ、可燃物は境港市清掃センター（処理能力60トン/日）で集積処理しています。清掃センターについては、焼却炉の整備を18億円余かけて平成14年度よりダイオキシン対策も完了し、運転しています。つまり境港市独自で最終処分地を除いてごみ処理ができる体制が完備しています。しかし、国の方針もあり、鳥取県西部広域行政管理組合では平成13年に可燃ごみ処理広域化基本計画ができ、西部14市町村で共通の目的を持ち、取り組むこととなっています。この広域可燃ごみ処理施設の整備目標によりますと、1、米子市以外のごみ処理施設は広域ごみ処理施設を整備し、将来は2施設体制で処理する。2、広域ごみ処理施設は平成23年度の本格稼働、平成29年度に施設整備を完了する。処理ネットワークとして一般廃棄物に対して、可燃ごみ施設、米子市焼却・灰溶融施設及び新広域可燃ごみ処理施設及びリサイクルプラザ、広域灰溶融施設がそれぞれの処理能力を活用し、適切な役割分担を果たすことによって総合的かつ有機的な処理ネットワークを形成するとあります。このような状況下で、ごみ処理広域化計画において境港市は、現在の施設も含め今後ごみ処理システムについてどのような中・長期計画を立てておられるのか市長のお考えをお伺いいたします。

また、西部広域行政管理組合の役割と、その意味についてもお伺いいたします。広域の中期計画の中で、平成13年度での実績で米子市以外の可燃ごみの量は92.5トンで、平成29年には129.25トンと推計されています。下水道汚泥についてはさきにも述べましたが、脱水汚泥の処理方法も焼却炉の能力に大きく影響してまいります。この量によっては、可燃物処理施設は138トンから175トン/日の能力が必要となります。処理施設の建設は概算で1トン当たり1億円と聞いております。この施設を仮に150トン/日と設定いたしますと建設費は150億円になり、これを米子市を除く13市町村で案

分いたしますと境港市の負担はかなり大きな額となります。また、境港市は、西部広域の中において日南町とともに一番外れたところに位置し、設置場所によっては運搬経路や移動時間など、現状とは比較にならない問題が生じてまいります。西部広域で新たに取り組む処理施設は必然的に境港が中心にならざるを得ず、建設費の負担、設置場所の調整など極めて困難な問題が山積していると思います。

また、市町村合併の問題は、まだまだ流動的な要素が含まれており、今後どのような枠組みになっていくのか、それによっては、新たな処理施設はどの程度のものが必要なのか計画がなかなか確定していかないという事態も予測されます。さらに米子市の処理施設についても、西部広域の中に含めて考えていかなければならないという意見も出ているはずです。こうしたさまざまな状況変化を予測しつつ、計画の策定を進めていかなければならないわけですが、市長はどのように今後進めていかれるのか見解をお伺いいたします。市民の皆さんは、なぜ広域で取り組まなければいけないのか、現在の焼却施設の建てかえで対応できないのはなぜか理解しにくい面があると思います。そのあたりも含めわかりやすい説明をお願いいたします。

最後に、下水道事業、ごみ行政は、地球環境保全の観点からしても広域で検討する課題であり、西部地区全体で取り組むべきものだと考えます。地域で取り組むことと単独の行政単位で取り組むことを区別すべきでしょう。例えば下水道の処理施設区域について、行政単位を超えて見直しをするとしたら、境港市の処理場に近い地域を境港市の処理施設に取り込むことが考えられます。米子市大篠津地区などは境港市に隣接し、住宅も密集しております。境港市にとっては下水道の効率化から有利に働き、米子市にとっては早期に下水道が整備できるメリットがあります。このように両市にとって効果的に働く事業については、行政区域を外して取り組む必要があると考えます。市長の広域に対する考え方を伺いいたします。

以上、2点について市長の基本姿勢をお伺いいたします。以上です。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** みなとクラブの関連質問にお答えをいたします。

初めに、下水道事業についてでございますが、下水道事業の中・長期計画の見直しについて基本的な考え方と現状の作業状況を聞かせてほしいということでもあります。公共下水道事業全体計画は、地域における各種基本数値データをもとに全国統一指針により策定されております。具体的には、気象データ、公共水域水質基準、1人当たりの汚水排出量、人口予測、工業出荷額、上位計画などがありますが、供用開始して20年が経過する本市公共下水道事業全体計画が実態とかけ離れてきている実情があります。これまで2度の全体計画の見直しを行いました。一部昭和58年当時のデータに基づいているものもあり、今回上位計画が改定されることを受け、全面的に見直しているものでございます。今回の見直しは、本市の状況に即した計画の見直しを行うため文部科学省の地域貢献特別支援事

業というのを活用いたしまして、学識的見地からも客観的な分析を加えることとしたものであります。鳥取大学にも御参画をいただき、15年度は計画人口や1人当たりの汚水排水量の見直しを行うことで市内全域の計画汚水量の算出をお願いいたしており、去る12月8日に中間報告をいただきました。最終的には2月下旬をめどにまとめることとしており、引き続き平成16年度には全体計画の変更を行うこととしております。

次に、下水道維持管理の効率化に関して今後どのように考えているのかというお尋ねであります。下水道の維持管理業務は終末処理場のみならず、中継ポンプ場、一般管渠、各家庭の公共ます、さらには下水道使用料、受益者負担金徴収等と、多岐にわたります。今年度より下水道センターと下水道課を集約して、すべての職員を下水道センター1カ所に集約をいたしたところであります。今後とも施設拡張に伴う維持管理業務の増加に対し、この一元管理体制をさらに有効に活用し、経費節減に努め、良好な水質環境の保全を行ってまいります。

3点目といたしまして、下水道汚泥に関しての各種リサイクル手法についての御質問であります。下水道汚泥のリサイクル処理に関しては各種の手法がありますが、本市単独での取り組みはコスト面から難しいため、現在は市内の民間焼却施設で焼却しております。この問題は、鳥取県西部圏域公共下水道汚泥処理問題検討委員会におきまして、平成23年度を目標とした広域の新しい焼却炉建設計画の中でリサイクル資源化することを協議しているところであります。

4点目といたしまして、情報公開の問題でございますが、下水道の制度、管理運営に関し市民の理解を得ていくことは重要でありますので、情報公開、情報提供についてはいろいろな機会をとらえ積極的に取り組んでおるところであります。地域に出向き、地域別下水道制度説明会、各工事ごとの個別説明会を順次開催する一方、本市広報紙やホームページを活用した情報提供などを行っておりますが、今後は各家庭における維持管理に関することや下水道使用料等に関する市民に身近な情報についても、さらに提供していきたいと考えております。

5点目、下水道事業は公営企業会計に移行すべきでないかというお考えであります。下水道事業は初期における設備投資が多額であり、普及率が低く、使用料収入が見込めない間は一般会計への依存度がどうしても高くなるため、特別会計を設け運営しているのが一般的であります。現在中国管内では、広島市ほか1市1町のみが公営企業会計でございますけれども、山陰両県の下水道を実施している自治体では公営企業会計として運営しているところはありません。実施例としては、大都市周辺の古くから事業に取り組み、施設建設に係る元利償還金の返済が使用料で賄えるようになったという普及率の高い自治体に限られているようでございます。したがって、本市では今のところ公営企業会計に移行する考えはありません。

次に、ごみ処理の問題でございますが、ごみ処理広域化計画において境港市の中・長期計画はどうなっておるのか、なぜ独自の建てかえでなく広域で取り組まなければならない

のかという御質問であります。これも午前中の御質問に若干お答えいたしておりますけれども、現在可燃ごみ処理施設の広域化計画が進められているのは、ダイオキシン対策と焼却処理の効率を向上する必要性からであります。このためには一日の処理能力が100トン以上で24時間連続して運転が可能な施設で安定した焼却処理を行うことが望ましいとされており、これを満たない施設は国庫補助の対象とならないという財政的な制約もあります。境港市清掃センターも一日の処理能力は60トンでありまして、西部圏域では昨年竣工した米子市のクリーンセンター以外はこの条件を満足できる施設はございません。大山町の焼却炉が老朽化して改造も困難なために、昨年12月から本市が可燃ごみの処理を受託いたしましたのもそういった背景からであります。こういった相互協力を行っても、平成23年度ごろには幾つかの町で焼却炉の運用が困難となるため、この時期に合わせて米子市を除く13市町村のごみ焼却炉を整備するというのが広域化基本計画の内容であります。

昨年11月に改造工事の竣工をいたしました本市の清掃センターも、平成23年以降遠くない時期にいずれ更新せざるを得ません。そのときに単独で取り組むことはより一層の困難を伴うものとなりますので、本市としても広域化基本計画を進めていくことが必要と考えております。清掃センターの改造計画に伴い平成12年度に策定いたしました本市のごみ処理基本計画でも、このような中・長期的位置づけで改造事業に取り組んでまいったところでありまして、いずれにいたしましても、新施設の計画の中で本市の占めるウエートは極めて大きいものでありますので、荒井議員が御指摘になっているさまざまな問題に主体的にかかわって、より合理的な施設整備を図らなければならないと考えております。

最後に、下水道とごみ行政を含めた広域行政に対する考え方をという御質問であります。現在西部広域で取り組んでいる不燃ごみの最終処分や消防事務に加え、ただいまお答えいたしました将来の可燃ごみの処理などにつきましては、いずれも本市規模の市町村が単独で取り組むことは困難な事務であり、今後も広域行政で取り組んでいくべきことであるとと考えております。一方、本市の公共下水道事業は、単独の公共下水道として事業認可を受けており、この場合、当該市町村が設置及び管理することが定められております。したがって、米子市周辺地域の下排水を受け入れるということは考えておりません。以上でございます。

**議長（下西淳史君）** 追及質問がありましたら、どうぞ。

荒井議員。

**9番（荒井秀行君）** 先ほどの広域化というか、100トン以上の焼却炉で24時間で安定した運転を行う処理施設が必要であるという前提でお話をいただきました。それで私、その広域化で一番問題になってくるのは、基本計画というのが西部14市町村で検討されて、一応県の方で基本的に考えられたやつが西部広域におりてきたんだらうと思っておりますけど、その後、市町村合併で区域とか、14であったり12になったり10になったり、そういう行政単位がなってくるんじゃないかなと思う中で、それが23年といえば、今16

年ですから境港市、私が勉強不足であったのかもしれませんが、そこに至る経緯はほとんど知りませんし、そのことについて論議したこともございませんし、一番問題なのは、やはり西部広域という枠組みが本当に日南町、境港市が鳥取県の西部広域という単位の中で考えると物すごく、一番外れにございますので、そこらあたりのところを慎重にというか、計画をこのまま二、三年ほっておきますと、そのまま行ってしまう。100億円かかる、150億円かかる、さあ大変だというスタンスじゃなしに、境港市はやはり補助金が出る100トン以上ですか、そこらあたりの単位じゃなくして、やはり仮に最悪のことを考えますと、60トンで安定した運転ができる方法も考えながら、さらに広域のこともきちっと考えていくというスタンスが必要じゃないかなというぐあいに申し上げたいと。

それともう1個、下水道につきましても、企業会計が米子、境で違うということでございますけど、そういうところも広域化というのは、やはり効率を求めて広域化があるんじゃないかなと思いますので、そこらあたりのだめだというんじゃないしに、できる方法もやっぱり模索していく必要があるんじゃないかなというぐあいに思っております。

以上2点、考えございましたら答弁願います。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

松本産業環境部長。

**産業環境部長（松本健治君）** 広域のごみ処理の問題につきまして、荒井議員の方からいろいろ御提案がございました。確かに現在の市町村合併の動向というのが、まことに将来にわたってどういう枠組みになるのかということがなかなか見えてこない中で、広域行政のあり方そのものが問われるような、そういった枠組みの変更というのも十分考えられると思います。したがって、このごみの問題に限らず広域で処理する事案、事業等につきまして、今後関係市町村等とよく協議を重ねていきたいと、いくべきだというふうに考えております。

## 休 憩

**議長（下西淳史君）** ここで休憩をいたします。再開は3時35分といたします。

（15時16分）

## 再 開 （15時35分）

**議長（下西淳史君）** 再開いたします。

続いて、関連質問の通告がありますので、発言を求めます。

水沢健一議員。

**11番（水沢健一君）** みなとクラブ代表質問のうち水木しげる記念館に関連し、観光振興について質問をいたします。

好評を博している水木しげる記念館も、この種の施設特有の2年目のジンクスもあり、翌年からは集客力が減少するもので、ふやす努力が必要であり、そのために新たな仕掛け

が必要ではないかと代表質問で指摘をしました。その件について私からも2点提案しておきたいと思います。

1点目は、水木しげる氏の功績に対し、名誉市民になってもらうことについてであります。公私にわたって県外に出かけることが多くあり、そのたびに本市の説明をする機会があります。港町は知らなくても、水木しげるロードは知っていました。また、全国唯一、北朝鮮との友好都市であることは知らなくても、鬼太郎のまち境港は知っていました。海、港、魚のない境港市は考えられませんが、今では全国的には鬼太郎に会えるまち境港市ではないでしょうか。記念館は水木しげる記念館であります。これほど本市を全国的に発信した方はおられません。そこで、これまでの功績にたたえるだけでなく、今後もっともっと全国発信を期待して、水木しげる氏を本市の名誉市民になっていただきたいのであります。しかし、本市には表彰条例はあっても、名誉市民条例はありません。ないのは県内4市で本市だけであります。水木氏は、このたびの秋の叙勲で芸術文化功労として旭日小綬章を受章しておられます。こういうものは元気なうちに上げたり、もらったりするのが一番だと思います。現行の表彰条例はそのままにして、新たに名誉市民条例を制定して第1号になってもらうことを提案するものであります。観光振興という視点からは直接それるかもしれませんが、こういう発想も必要と思うのであります。市長の英断を求めらるものであります。

2点目は、周辺市町村へのPRについてであります。東京や大阪など大都市への出張PRはよくマスコミに取り上げられています。また、広島や高知などの中核都市への物産振興ということで実施されていることは現状認識をしています。このことは評価こそすれ、否定するものではありませんが、私は、もっと身近な周辺町村へのPRにも努力を傾注すべきではないかと提案するものであります。先般も島根県の東出雲町の地区農業祭に有志で参加をしPRをしてまいりましたが、逆に大変喜ばれました。その町長もわざわざ出かけていただき、今後の交流をお互い確認し合ったところでもあります。大山町とも昨年から交流を始めています。まずは身近な周辺町村に出かけていき、お互いの交流を深めるべきではないでしょうか。リピーターをふやす手段としても良策だと思います。市長の御所信をお伺いをいたします。

次に、教育問題に関連して週5日制について質問をいたします。代表質問では、詰め込み教育からゆとり教育を目指した方針が変更され、教育現場の混乱や保護者の信頼を失うのではとの心配を指摘をしました。私は、私見を交えてこのことについて2点にわたって検証を加えてみたいと思います。

まず1点目は、土曜日をどうするのかということであります。ゆとりを目指した週完全5日制の評価は今も揺れています。学力が下がるとの不安は消えていません。学力調査テストの結果を見ても、本市の子供の学力は決して自慢するものではありません。また、休日も塾に通う子供がいますし、土曜日に授業する私立学校もあります。学校の先生からは、かえって忙しくなったという声も聞こえている現状であります。週5日制の見直しは、こ

うした不安にこたえられるかもしれません。地域ごとに土曜日の使い道を真剣に考えれば、教育への保護者の関心も高まっていくことでしょう。片山知事もこのことについて、全国一律ではなく、地域の実情に応じた柔軟な取り組みが必要と指摘をしています。家庭や地域の教育力に不安を持っているのであります。本市においても、この問題を取り上げるに当たり、ここで週完全5日制の効果と課題について教育長の見解を伺っておきたいのであります。

2点目は、週5日制と公民館のあり方についてであります。週5日制の教育は、文部科学省ではなく、学校と地域が主役であります。補習や宿題をと文部科学省が言われてありがたがっているときではありません。地域の知恵を学校に生かし、活力を生み出す試みこそが必要ではないでしょうか。先生や地域のエネルギーを引き出そうとする努力を大切に育てていきたいものであります。今まさに公民館活動の重要性が叫ばれているのではないのでしょうか。先ほど全国優良公民館として本市の中浜公民館が選ばれています。改めて公民館のあり方について教育長の御所信をお伺いし、私の質問を終わります。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** みなとクラブの関連質問にお答えをいたします。

初めに、観光振興について水沢議員は、水木しげる先生を名誉市民にという思いで御意見を述べられました。既に水木先生には特別功労者として、もちろんこれは市議会の議決をいただきまして顕彰をいたしておるものであります。この特別表彰の制度というのは昭和44年といいますから、今34年になります。その間に特別功労として顕彰いたした者は14名いらっしゃいますけれども、こういった条例を制定することについては、現在の表彰条例との関係も整理しなければいけないという問題もありますので、議会の御意向を踏まえて早急に調査研究をしまいたいと考えております。

次に、水木しげるロードあるいは水木しげる館のPRの問題でございますが、これまで東京や大阪、名古屋でのマスコミとの情報交換会を初め、広島や高知など各地へ出向き、カニなど水産物とあわせて水木しげる記念館のPRに取り組んでまいりました。水沢議員から御提案のありました周辺市町村へのPRにつきましても、現在も松江温泉や玉造温泉、皆生温泉を初めとする周辺地域への定期的にチラシを配布するなど、PRに取り組んでおるところであります。その一方で、水木しげる記念館の入館者の約9割の方が県外からの観光客であるという報告を受けておりますが、そのうち近畿圏の方が半数近くを占めておる状況から、近畿圏を中心としたマスコミによるPRも大きな効果ができるものと考えております。いずれにいたしましても、さまざまな機会をとらえて県内外を問わずPRを積極的に行ってまいりたいと考えております。

教育長から、あとお願いします。

**議長（下西淳史君）** 教育長の答弁を求めます。

池淵教育長。

**教育長（池淵一郎君）** 完全学校週5日制について2点お答えをいたします。

初めに、完全学校週5日制の効果と課題についてでございますが、本年3月に出されました全国調査では、小・中・高生の約7割が肯定的にとらえています。しかし、3人に1人が休日にするのがなくてつまらないと答えています。一方、保護者は、半数近くは友達と遊ぶことがふえた、親子で一緒に過ごす時間がふえたと答えておりますが、子供が何もせずに休日を過ごすことが多く、困っているという不安や悩みもありました。本年の1月に出されました本県の調査でも同様の結果が出ております。5日制の目的は、子供にゆとりを与え、家庭や地域で生きる力を育てるものであります。日本では子供の教育を外国には例を見ないほど学校に依存していました。家庭がなすべきことなども学校が行っていた部分があります。市教委といたしましては、引き続き一層の意識改革をお願いするとともに、土曜日の活動の選択肢をできるだけ準備し、それを周知するなどの条件整備に努力してまいりたいと考えております。

2点目でございますが、完全学校週5日制にかかわり公民館活動の重要性についてでございます。私も、学校完全週5日制において地域の公民館の重要性は認識しております。改めて申すまでもなく、公民館は地域住民の方々の日常生活に根差した学習や健康の増進を図る体育、レクリエーションの場であり、人々が交流するコミュニケーションの場です。完全学校週5日制が実施された平成14年4月からは、これらの活動に加え、日ごろ公民館で活動されている方々の御協力を得て、子供たちを対象としたお茶教室、料理教室、工作教室など、従来は余り見られなかった講座が各公民館において実施されています。公民館によっては、来館者に占める子供たちの割合が大幅にふえたところもあり、成果が見え始めているところでございます。しかし、これらの活動をさらに充実させるためにも、ボランティア意識の醸成や地域でのボランティアリーダーの育成などをさらに進めていく必要があると考えております。

**議長（下西淳史君）** 追及質問がありましたら、どうぞ。

水沢議員。

**11番（水沢健一君）** 2点。最初は名誉市民条例と教育問題、1点ずつお願いしたいと思っております。

名誉市民条例制定につきましては、前向きな答弁だと受けとめておきたいと思ひまして、一日でも早い条例制定を楽しみにしておきたいと思ひますが、今の現行の表彰条例も勤続表彰、善行表彰、そして功労表彰、市長が言われたのがその中でも特別功労表彰ということだと思ひますが、大体が概して県会以上、県会、また市長経験者が大半を占めておるぐらいでして、民間で境港を本当にもっともっと今後ともPRしてもらいたいと。今までの特別功労賞はよくやりましたと、ありがとうございますというやつですが、私が言うのは、今後とも頼みますよと、境をよろしくというような気持ちで何とか制定していただきたいなというぐあいと思っております。

本当にこれほど境をPRした人はいない、やっぱり特別功労賞ではカバーし切れない、

そのぐらいの功績があるのではないかというぐあいに思っておりまして、もう1点は、今月の21日にNHKで「おーい、ニッポン～今日はとことん鳥取県」丸ごと鳥取メッセージというのが、8時間連続して生放送で鳥取県を紹介する番組が21日あるんですね。そこには当然境港市もあって、水木しげるロード、レポーターは境港市出身の大助花子。そして東京のスタジオでは、外江の出身であります足立倫行さん、ノンフィクション作家、そして当然水木しげるさんもおられて、そういった8時間番組で境港市を全国にアピールする、そういうのがあるわけですが、その辺の「おーい、ニッポン」、この番組の内容ももうちょっと、知られていると思いますが、どういうことをPRするのか教えていただきたい。やっぱり僕は調布市に、水木さんが今住んでいるのは調布市なんです。調布市にも商店街にありますし、そういったロードが。また最近、観光地のお寺の前に水木茶屋、取り合いこして負けないように、やはり常にそういったカバーしていきたい、そういう心も込めてやっておりますので、その辺の番組のこともあわせてさらにもう1点お願いしたいと思います。

もう一つは、教育問題ですが、鳥取県知事が特区構想をやって、その中で西伯町が学校5日制をやめたいと、県とそういった教育特区を検討していると、やっぱりそういう西伯町が打ち出しておられます。やはり一つの地域性の考え方だと思いますが、池淵教育長はこのことについて片山知事と一緒にやってやる考えがあるかないかお願いしたいと思います。以上で終わります。

**議長（下西淳史君）** 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

**市長（黒見哲夫君）** 名誉市民表彰の件ですけれども、水沢議員も私の答弁を前向きに受けとめていただいた。これはやっぱりしっかり手順を踏んで、まず市議会に市の考え方を示して、その上、できることなら各界各層の皆さんにも御意見を聞くということもしなければいけないのではないかと。水木しげるロードに反対された方も多いわけですから、そういったこともありますから水沢議員の思いはよく理解いたしておりますので、そういった方向に向けて取り組ませていただきたいと思います。

**議長（下西淳史君）** 教育長の答弁を求めます。

**教育長（池淵一郎君）** 知事が言っております特区構想に参加されるかということでございますが、私は、完全学校週5日制が14年から始まりまして、ことしは2年目でございます。今これの5日制が2年目に入って、そろそろ授業、それから子供たちの意識がそういうふうに関心する中で、結論から申しますと時期尚早というふう考えております。

**議長（下西淳史君）** 答弁漏れ。先ほどのPRの関係、NHK。

松本産業環境部長。

**産業環境部長（松本健治君）** 今月の21日の「今日はとことん鳥取県」の中で水木ロードが全国に取り上げられます。その主な内容といたしましては、水木ロードで妖怪結婚式というのが催されるようになっております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 以上で代表質問を終わります。

延 会 （15時55分）

議長（下西淳史君） 本日の質問は以上といたします。

次の本会議は、あす12日午前10時に開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって延会といたします。御苦勞さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員